平成 29 年度

杉並区環境白書

資料編



目 次

基本目標 I 低炭素・循環型のまちをつくる

I-25 一般会計に占める割合

Ⅰ-26 収入と経費の比較

(1)地球温暖	化防止への取組
①エネ <i>,</i>	ルギー消費量
I -1	杉並区エネルギー消費量の推移・・・・・・・・・・・ 1
②二酸	化炭素排出量
I -2	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
③地球:	温暖化対策の実施
I -3	低炭素化推進機器の設置助成実績 ・・・・・・・・・ 2
	マイバッグ等持参率 ・・・・・・・・・・・・・・ 2
	レジ袋年間使用実績 ・・・・・・・・・・ 2
	平成28年度 レジ袋削減取組内容別一覧 ・・・・・・ 3
(2)循環型和	会を目指す取組
①一般!	廃棄物処理
I -7	ごみ・資源収集量の推移・・・・・・・・・・・・・ 4
I -8	ごみ量年度別比較 ・・・・・・・・・・・・・・ 4
I -9	区民一人1日当たりのごみ排出量 ・・・・・・・ 5
I -10	廃棄物処理手数料実績・・・・・・・・・・・・・・5
I -11	動物死体収集実績 ・・・・・・・・・・・ 5
I -12	し尿収集量及び戸数・・・・・・・・・・・・6
I -13	浄化槽戸数・・・・・・・・・・・・・・・・・6
I -14	ふれあい収集対象件数・・・・・・・・・・・6
I -15	集積所数・・・・・・・・・・・・・・・・6
I -16	カラスネット配布状況 ・・・・・・・・・・ 6
I -17	折りたたみ式収集ボックスの配布状況 ・・・・・・・ 6
I -18	不法投棄件数 ・・・・・・・・・・・・・・ 7
②資源[回収
I -19	資源分別回収事業回収量・・・・・・・・・・・・ 7
I -20	古布拠点回収実績 ・・・・・・・・・・・・・ 7
I -21	ペットボトルの回収量・・・・・・・・・・・・ 7
I -22	集団回収実施団体品目別回収量・報奨金額・・・・・・・8
I -23	集団回収量と集団回収団体数・・・・・・・・・・8
I -24	区民一人1日当たりの資源量・資源回収率 ・・・・・・ 9
③ごみ	・資源の処理にかかる経費

Ⅰ-27 ごみ・資源の処理にかかる経費(年間区民一人当たり)・・・

10

10

I -28	ごみ・資源の処理にかかる経費(年間区民一世帯当たり)・ 1	11
④ごみ(の排出者に対する指導	
I -29	大規模建築物対象件数及び指導件数・・・・・・・・・	11
⑤リサ	イクルの推進	
I -30	不用品情報コーナー利用実績(リサイクルひろば高井戸) • 1	11
I -31		12
	,	12
I -33	かんきょうアイデア展の開催・・・・・・・・・・	12
⑥みど	りのリサイクルの推進	
I -34	学校・公園 落ち葉溜設置数 ・・・・・・・・・]	12
⑦一般	廃棄物処理業	
I -35	一般廃棄物処理業者数及び排出事業者数・・・・・・・・	13
I -36		13
基本目標Ⅱ 区	区民の健康と生活環境を守るまちをつくる	
/ a \		
(1)自動車等	に起因する大気汚染を防ぐ取組	
①大気	汚染	
I I−1	測定室設置場所・・・・・・・・・・・・・・・・	14
Ⅱ-2	区の測定室別測定項目 ・・・・・・・・・ 1	14
П-3	平成 28 年度の測定室の環境基準適合状況 ・・・・・・ 1	15
Ⅱ -4	大気汚染常時測定の測定結果 ・・・・・・・・・ 1	17
I I −5	二酸化窒素の月別変化(月平均値)・・・・・・・・ 1	18
II -6	大気汚染物質の経年変化(年平均値) ・・・・・・・ 1	18
Ⅱ -7	大気汚染に係る環境基準及び基準項目の特性・・・・・・・ 2	20
II -8	窒素酸化物連続測定結果(期間平均値) ・・・・・・・ 2	22
II -9	窒素酸化物連続測定結果(期間平均値:平成28年度) ・・・ 2	23
Ⅱ-10	二酸化窒素簡易測定結果・・・・・・・・・・・・・・2	24
I I−11	自動車排出ガス測定地点 ・・・・・・・・・・ 2	25
Ⅱ-12	平成 28 年の光化学スモッグ注意報発令状況 ・・・・・・ 2	26
I I −13	光化学スモッグ注意報発令回数の経年変化 ・・・・・・ 2	26
Ⅱ −14	光化学スモッグによると思われる被害届者数 ・・・・・・ 2	27
II −15	光化学スモッグ緊急時基準及び措置・・・・・・・・・ 2	27
②交通	騒音・振動・交通量	
П−16	交通騒音・交通量の評価区間及び調査地点 ・・・・・・ 2	28
Ⅱ-17	交通騒音・交通量の評価区間及び調査地点 ・・・・・・ 2	29
I I−18	交通騒音調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・ 3	30
Ⅱ-19	交通量・走行速度調査結果 ・・・・・・・・・・ 3	30
Ⅱ-20	主な幹線道路における騒音の環境基準・要請限度の達成状況	31
I I −21	青梅街道道路交通騒音常時測定結果 ・・・・・・・・ 3	31
II -22	中央自動車道・放射五号線道路交通騒音常時測定結果・・・・ 3	31
I I −23	道路交通騒音測定結果・・・・・・・・・・・・・・・・	32

Ⅱ-24	道路交通振動測定結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
II -25	環状七号線 年度別測定結果(騒音・振動) ・・・・・・・	34
II -26	環状八号線 年度別測定結果(騒音・振動) ・・・・・・・	34
Ⅱ-27	道路交通騒音・振動測定地点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
I I −28	騒音のめやす・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
Ⅱ-29	振動のめやす・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
Ⅱ-30	騒音に係る環境基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
I I −31	自動車騒音に係る要請限度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
I I −32	道路交通振動に係る要請限度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
II -33	鉄道騒音・振動測定結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(2)化学物質	賃等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組	
①河川ス	水質	
Ⅱ-34	生活環境の保全に関する環境基準 (河川) ・・・・・・・	41
II −35	河川水質調査地点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
II -36	河川の主要測定項目調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
II -37	水質測定(年間平均値)一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
II -38	池等の主要測定項目調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
II -39	神田川-乙女橋での BOD の経年変化 ・・・・・・・・・	43
②工場	• 事業場	
Ⅱ -40	適正管理化学物質使用量等報告書提出数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
I I −41	適正管理化学物質使用量等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
Ⅱ -42	土壌汚染状況調査報告書等の提出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
Ⅱ -43	アスベスト除去工事施工計画届出数・・・・・・・・・・	45
∏ −44	工場等の年度別推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
Ⅱ −45	大気ダイオキシン類調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
Ⅱ -46	大気中のダイオキシン類濃度経年変化・・・・・・・・・	47
Ⅱ −47	河川ダイオキシン類調査結果(水質)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
(3)その他の	公害を防ぐ取組	
①公害の	の苦情等	
I I −48	発生源別苦情受付の年度別推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
Ⅱ -49	現象別苦情の年度別推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
Ⅱ-50	苦情の月別受付件数(平成 28 年度) ・・・・・・・・・	49
II −51	地下水揚水量経年変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
Ⅱ -52	特定建設作業実施届出数(種類別)の年度別推移・・・・・・	49
②放射約	泉対策	
I I −53	定点8カ所空間放射線量率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
I I −54	定点3カ所空間放射線量率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50

目標Ⅲ 自然環境が保全され、

さまざまな生き物が生息できるまちをつくる

(1)連続した	こみどりを保全・創出する取組	
①みどり	りの現状	
Ⅲ −1	緑被率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
III -2	地域・ゾーン別緑被率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
III -3	公園の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
Ⅲ-4	公園の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
②緑化(の推進	
Ⅲ -5	樹木保険の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
Ⅲ-6	民有地保護指定実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
Ⅲ -7	公共施設保護指定実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
Ⅲ -8	保護樹木等指定解除理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
Ⅲ -9	市民緑地「いこいの森」開設状況・・・・・・・・・・	55
Ⅲ −10	区営苗圃状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
Ⅲ −11	緑化指導の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
Ⅲ -12	寄付樹木実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
Ⅲ −13	苗木配布実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
Ⅲ −14	苗木育成委託状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
Ⅲ −15	接道部緑化助成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
Ⅲ −16	屋上壁面緑化助成・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
Ⅲ −17	学校・公共施設の緑化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
Ⅲ −18	みどりの育成協定の締結状況・・・・・・・・・・・・	61
Ⅲ −19	緑地協定の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
Ⅲ -20	緑地協定認可状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
Ⅲ −21	みどりの基金積立実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
(2)自然生態	終系保全の取組	
Ⅲ −22	自然観察会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
Ⅲ −23	「すぎなみの街と自然」発行状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
(3) みとりゃ	や自然に親しめる取組	
Ⅲ −24	みどりの新聞「みどりとひと」の発行 ・・・・・・・・	63
Ⅲ −25	みどりのイベント等の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
Ⅲ −26	みどりの講座実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
Ⅲ -27	みどりの相談所相談件数 ・・・・・・・・・・・・	63

基本目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる

(2)環境活動の推進

◇ 環境行政年表 ◇

(1)美しく活	青潔なまちへの取組
①環境	美化の推進
IV-1	あき地・あき家等に関する相談件数、除草機具貸出の実績・・・ 64
IV-2	地域清掃活動参加団体・参加者数 ・・・・・・・・ 64
② ねずる	み等の防除
IV-3	ねずみ駆除の相談指導実績・・・・・・・・・・・ 64
IV-4	カラス対策対応件数・・・・・・・・・・・・ 64
IV-5	衛生害虫等の防除に関する相談指導実績・・・・・・・ 65
IV-6	みどりの病害虫防除に関する相談指導実績・・・・・・・ 65
IV-7	ハクビシン・アライグマ・タヌキに関する相談対応実績・・・・・ 65
③浸水	家屋等の消毒
IV-8	浸水家屋等消毒の実績・・・・・・・・・・・・・・ 65
④吸い	設の散乱状況
IV-9	吸い殻の散乱状況 ・・・・・・・・・・ 66
⑤歩行!	契煙者調査
IV-10	歩行喫煙者調査 ・・・・・・・・・・・・・ 67
⑥路上	喫煙行為に対する過料徴収実績
IV-11	過料徴収・指導実績・・・・・・・・・・・・・・ 68
(つ) 個サンゴ	美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組
	た・79 つごに向ったすうなかで ノくる収益
IV-12	2 杉並のまちを美しいと思う人の割合 ・・・・・・・ 69
≠ +-□+ = ₹₹ 6	70 束类类 反称Ltc四倍大类。
幸本日偿 V □ 2	区民、事業者、区がともに環境を考え、
	行動するまちをつくる
/ = \	
(1)環境教育	育、環境学習の拡充・推進
V-1	講座・講習会等の実施・・・・・・・・・・・・ 70
V-2	環境に配慮した行動をしている人の割合 (年代別) ・・・・ 71

基本目標 I 低炭素・循環型のまちをつくる

(1)地球温暖化防止への取組

①エネルギー消費量

< I-1>杉並区エネルギー消費量の推移

(単位:TJ)

年度	消費量計	家庭部門	業務部門	運輸部門	産業部門
2	20, 001	8, 421	3, 192	6, 761	1,628
15	22, 589	9, 660	4, 280	7, 886	763
16	22, 230	9, 665	4, 419	7, 455	691
17	22, 284	10, 156	4, 449	7, 049	629
18	21, 789	9, 735	4, 460	6, 916	679
19	21, 546	9, 911	4, 504	6, 516	615
20	21, 061	9, 655	4, 560	6, 246	600
21	20, 886	9, 748	4, 251	6, 231	656
22	20, 411	10, 167	4, 345	5, 230	668
23	19, 248	9, 765	3, 840	5, 019	624
24	19, 063	9, 729	3, 920	4, 743	671
25	18, 359	9, 475	3, 829	4, 544	511
26	18, 226	9, 400	3, 736	4, 559	531

※端数処理により、消費量計は各数値の合計と一致しない場合があります。

(資料:オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)

②二酸化炭素排出量

< I-2>杉並区二酸化炭素排出量の推移

(単位:1000t-C02)

年度	排出量計	家庭部門	業務部門	運輸部門	廃棄物部門	産業部門
2	1, 492	620	263	464	27	119
15	1,877	824	423	547	26	58
16	1,711	746	379	511	25	50
17	1,693	766	373	483	25	46
18	1,600	698	354	471	29	48
19	1, 766	821	418	451	31	45
20	1,726	788	423	431	40	44
21	1,653	763	370	427	45	47
22	1,623	790	371	360	55	48
23	1,682	851	379	352	55	46
24	1, 791	921	425	339	56	50
25	1,760	907	418	332	59	45
26	1,678	857	390	330	55	46

※端数処理により、排出量計は各数値の合計と一致しない場合があります。

(資料:オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)

③地球温暖化対策の実施

<I-3> 低炭素化推進機器の設置助成実績

(単位:件)

		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
太陽光発電システム強制循環式ソーラーシステム		514	305	223	156	117
強制循環式		3	4	1	5	3
自然循環式太陽熱温水器		2	3	3	2	4
定置用リチウムイオン蓄電池		_	_	38	52	43
省エネル	エコジョーズ				_	_
	エコキュート	33	0	22	80	73
ギー機器	エコウィル	_	_	_	_	_
	エネファーム	50	76	70	303	343
	計	602	388	357	598	583

<I-4>マイバッグ等持参率

(単位:%)

(中位)							
事業所区分	マイ	バック持参率	条例対象+条例対象外 (条例対象事業所のみ)				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度		
スーパーマーケッ	68.5 (41.1)	66.7 (32.6)	66.9 (31.6)	64.5 (33.3)	66.3 (27.8)		
コンビニエンススト	27.1 (26.8)	26.0 (25.8)	24.7 (24.5)	24.8 (24.6)	23.4 (23.0)		
その	他 56.4 (24.0)	58.1 (38.4)	42.6 (30.0)	41.1 (28.0)	42.7 (30.6)		
全	体 38.1 (28.2)	39.9 (31.0)	34.7 (25.2)	34.5 (25.5)	33.4 (23.6)		

[※]条例対象事業所とは、「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」により、レジ袋削減の取組みを 義務付けられた事業者のうち、前年度にレジ袋を年間20万枚以上使用し、マイバッグ等の持参率が60% に達していない事業所のこと。

<I-5>レジ袋年間使用実績

(単位:枚)

`	1 0 / レン教中的文川天順 (平位・次)								
	区分等	年	間レジ袋使用枚	条 例 対 象 + 条 例 対 象 外 (条例対象事業所のみ)					
	未 俚	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度			
	スーパー	28,354,236 23,102,817 (20,123,075) (10,736,983)		20,642,495	21,477,924	21,076,187			
	マーケット			(11,273,734)	(12,051,977)	(11,177,147)			
	コンビニエ ンス ストア	54,543,100 (54,178,600)	57,015,837 (56,626,337)	57,812,740 (57,427,240)	58,783,480 (58,359,980)	59,846,308 (59,614,808)			
	その他	2,556,845 (1,674,000)	2,182,290 (1,512,962)	2,091,158 (1,793,490)	2,155,746 (1,866,800)	2,758,018 (2,508,000)			
	合計	85,454,181 (75,975,675)	82,300,944 (68,876,282)	80,546,393 (70,494,464)	82,417,150 (72,278,757)	83,680,513 (73,299,955)			

<I-6>平成28年度 レジ袋削減取組内容別一覧

(単位:件)

区分等	対象事業所数	取組	区分	条例対象+条例対象外 ()内は条例対象事業所のみ		
		有料化	キャッシュバック	ポイント制	声かけ等	
スーパーマーケット	57(17)	39(0)	4(4)	8(7)	6(6)	
コンビニエンスストア	194(193)	0(0)	0(0)	0(0)	194(193)	
そ の 他	8(6)	1(0)	1(0)	0(0)	6(6)	
合 計	259(216)	40(0)	5(4)	8(7)	206(205)	

(2)循環型社会を目指す取組

①一般廃棄物処理

<I-7>ごみ・資源収集量の推移

(単位:t)

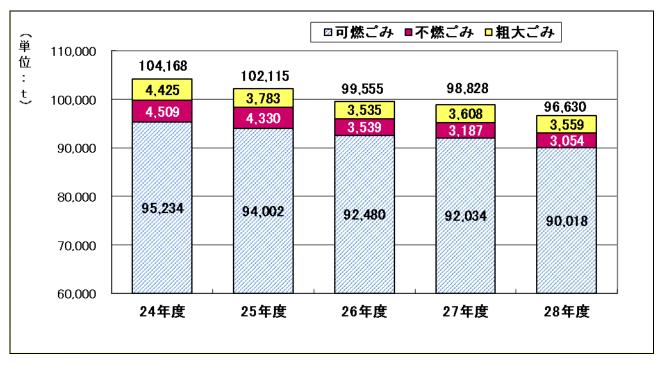
年度	総	量		持込				
平	-	前年度比	可燃	不燃	粗大	資源	計	行込
19	165,509	97.3%	93,399	23,499	3,700	27,491	148,089	17,420
20	172,135	104.0%	101,887	5,000	4,041	32,371	143,299	28,836
21	168,770	98.0%	100,313	4,669	4,212	33,170	142,364	26,407
22	167,214	99.1%	98,620	4,915	4,258	32,634	140,427	26,787
23	164,685	98.5%	97,306	4,808	4,375	32,464	138,954	25,731
24	162,485	98.7%	95,234	4,509	4,425	32,372	136,540	25,945
25	160,201	98.6%	94,002	4,330	3,783	32,684	134,799	25,402
26	155,878	97.3%	92,480	3,539	3,535	31,492	131,046	24,832
27	155,014	99.4%	92,034	3,187	3,608	31,152	129,980	25,034
28	152,205	98.2%	90,018	3,054	3,559	30,168	126,798	25,407

- ※ 端数処理により、総量は各数値の合計と一致しない場合があります。
- ※ 「持込」とは、排出者から委託を受けた廃棄物処理業者等が清掃工場へ持ち込んだごみをいう。持込量は、19 年度までは23 区総量をマニフェスト実績により按分した。20 年度からは、算定方法を変更し、収集量実績となった。
- ※ 「資源」とは、杉並区が回収した古紙・びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装をいう。
- ※ 平成20年4月から、不燃ごみとして扱われていたプラスチック製容器包装やペットボトルは資源として回収し、 それ以外のプラスチック製品を可燃ごみとしました。その結果、不燃ごみの量が8割減少しました。

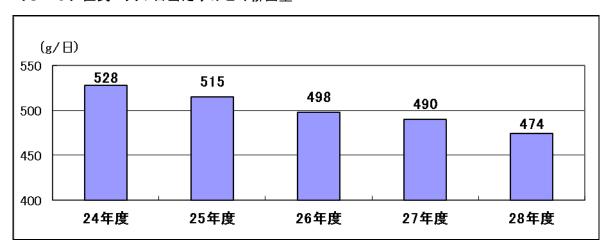
(資料:東京二十三区清掃一部事務組合「清掃事業年報」等)

<I-8>ごみ量年度別比較

(単位: t)



< I-9>区民一人1日当たりのごみ排出量



※ 一人1日当たりのごみ排出量 = 年間ごみ量(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)÷人口÷365日

< I-10> 廃棄物処理手数料実績

(単位:円)

左曲		ごみ処理券	ごみ処理券	∧ ∌I.	
年度	粗大ごみ	事業系ごみ	計	以外	合計
24	187,955,100	172,520,539	360,475,639	3,447,585	363,923,224
25	201,417,700	182,519,105	383,936,805	3,931,719	387,868,524
26	206,977,800	189,845,144	396,822,944	4,366,661	401,189,605
27	216,878,400	186,197,045	403,075,445	5,256,506	408,331,951
28	215,873,200	179,478,760	395,351,960	5,398,794	400,750,754

^{※「}ごみ処理券以外」とは、納入通知書による手数料徴収である。

ごみ処理券取扱所数	359 店
-----------	-------

[※]取扱所数は平成29年3月31日現在数である。

< I − 1 1 > 動物死体収集実績

年度		種類別(単	回収先(単位:件)						
平度	総数	犬	猫	その他	家庭	都道 • 区道等				
24	1,151	62	708	381	650	501				
25	1,073	81	690	302	625	448				
26	882	80	597	205	543	339				
27	807	67	600	140	538	269				
28	747	68	546	133	474	273				

<Ⅰ-12> し尿収集量及び戸数

(単位:kℓ、戸)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
収集量	52	47	44	32	30
戸数	38	34	31	27	27

[※] 戸数は、各年度末現在である。

< I − 13> 浄化槽戸数

(単位:戸)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
戸数	4	4	4	4	4

[※] 戸数は、各年度末現在である。

< I-14> ふれあい収集対象件数

(単位:件)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
件数	1,342	1,411	1,501	1,707	1,744

[※] 件数は、各年度末現在である。

< I − 15> 集積所数

(単位:箇所)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
集積所数	32,925	34,780	35,181	36,625	37,432

[※] 各年4月1日現在である。

<I-16> カラスネット配布状況

(単位:枚)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
配布数	1,122	933	873	767	844

< I-17> 折りたたみ式収集ボックスの配布状況

(単位:個)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
配布数	1,068	1,466	1,147	1,326	1,565

< I − 18> 不法投棄件数

(単位:件)

左庄	<i>△k</i> **	家電四品目	家電四品目		内	訳	
年度	全体数	以外の数	の数	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
24	3,121	2,805	316	2	226	58	30
25	2,578	2,413	165	0	129	20	16
26	2,895	2,770	125	3	80	28	14
27	3,154	3,035	119	3	68	31	17
28	2,851	2,770	81	1	48	19	13

[※] 衣類乾燥機は、洗濯機に含む。

②資源回収

< I − 19> 資源分別回収事業回収量

(単位: t)

年度	缶	びん	古紙	プラスチック製 容器包装	合計
24	2,133	5,343	18,267	4,537	30,280
25	2,068	5,407	18,651	4,452	30,578
26	2,008	5,327	17,789	4,340	29,464
27	1,997	5,346	17,539	4,403	29,285
28	1,949	5,254	16,606	4,443	28,252

[※] 端数処理のため、合計とは一致しない。

< I - 20> 古布拠点回収実績

		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
拠	点数	10ヵ所	10ヵ所	10ヵ所	10ヵ所	10 カ所
	収量 kg)	111,849	96,102	103,997	100,610	89,709

[※] 古布拠点回収は集団回収団体が実施。

<I-21> ペットボトルの回収量

(単位: t)

年度	拠点回収	集積所回収	合計
24	384	1,706	2,090
25	347	1,759	2,106
26	284	1,744	2,028
27	0	1,866	1,866
28	0	1,916	1,916

^{※ 「}ペットボトルの拠点回収」とは、コンビニエンスストアやスーパーマーケットの店頭等から、杉並区が回収するものである(平成27年2月28日に拠点回収を廃止)。

[※] 家電四品目以外で代表的なものは、布団、カーペットなど。

[※] 端数処理のため、合計とは一致しない。

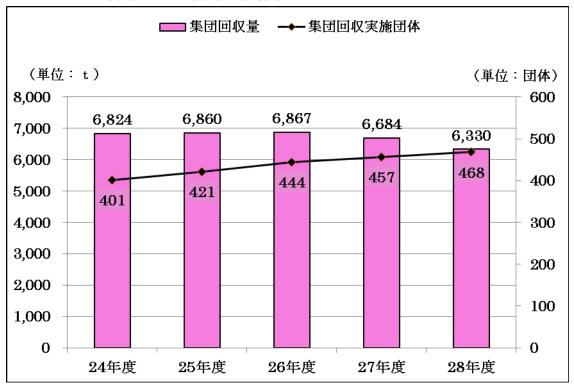
< I − 2 2 > 集団回収実施団体品目別回収量・報奨金額

(単位: kg、円)

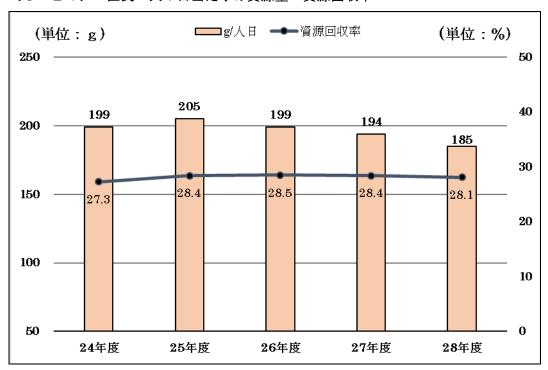
品目	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
新聞	3,531,537	3,591,172	3,504,386	3,269,457	3,015,880
雑誌	1,911,857	1,933,069	1,998,345	2,012,764	1,923,365
段ボール	926,845	908,344	924,608	967,789	987,446
紙パック	17,874	15,326	14,679	14,120	13,791
その他紙類	9,772	9,350	9,046	8,086	5,676
アルミ缶	105,664	103,811	102,910	103,881	102,750
スチール缶	41,154	44,252	46,026	48,438	45,795
古布	233,297	210,007	223,144	217,148	195,591
びん	46,407	44,399	43,843	42,501	39,815
計 (kg)	6,824,407	6,859,730	6,866,987	6,684,184	6,330,109
報奨金(円)	40,946,442	41,158,380	41,201,922	43,464,654	41,111,512

^{※ 「}報奨金」は、kg 当たり 6 円である (平成 27 年 4 月 1 日より、町会・自治会に対する報奨金を 7 円/kg に改定)。

<I-23> 集団回収量と集団回収団体数



< Ⅰ-24> 区民一人1日当たりの資源量・資源回収率

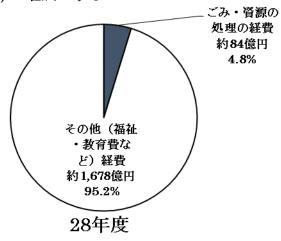


※資源回収率= [(区資源回収量+集団回収量)÷(家庭ごみ量+区資源回収量+集団回収量)]×100

③ごみ・資源の処理にかかる経費

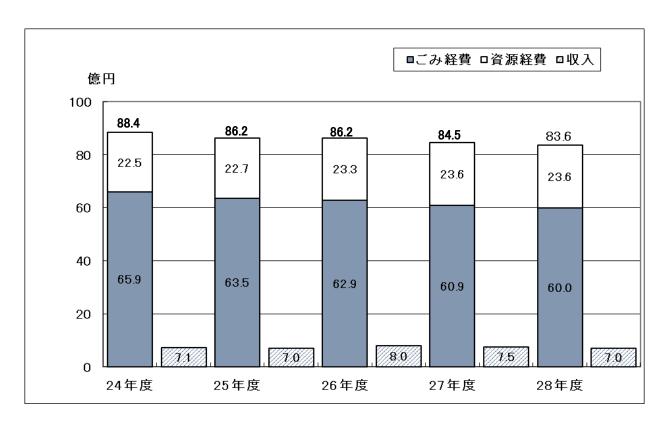
<I-25> 一般会計に占める割合

区全体約1,762億円のうち

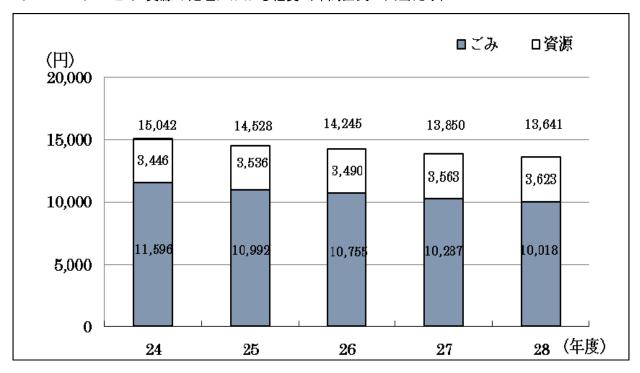


- ●収入 粗大ごみ・事業系ごみ処理手数料、回収した資源(びん・缶・古紙・ペットボトル・有用金属類) の売払金などです。
- ●経費 {・ごみ 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの収集・運搬・選別にかかる経費です。 ・資源 びん、缶、古紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装の回収・運搬、選別保管にか かる経費です。なお、プラスチック製容器包装の再商品化に必要な経費の一部は、区の 負担も含まれています。

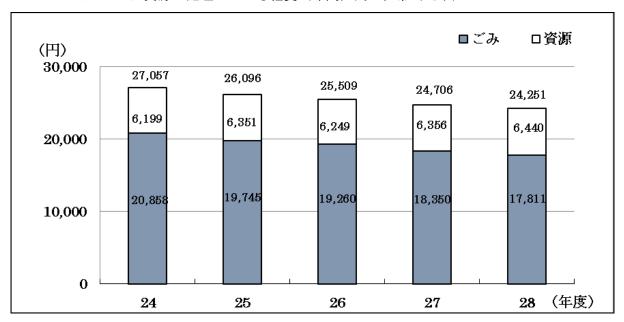
<I-26> 収入と経費の比較



< I-27> ごみ·資源の処理にかかる経費(年間区民一人当たり)



< I-28> ごみ·資源の処理にかかる経費(年間区民一世帯当たり)



④ごみの排出者に対する指導

< I-29> 大規模建築物対象件数及び指導件数

(単位:件)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	
対象件数	511	513	452	473	491	
立入指導件数	57	71	65	64	54	

[※] 大規模建築物とは、延床面積 1,000 m²以上の事業系建築物のことである。

⑤リサイクルの推進

< I - 3 0 > 不用品情報コーナー利用実績(リサイクルひろば高井戸)(単位:件)

年度	新規	登録	紹介	成立	
平 及	ゆずる	ほしい	が白ノ	以, 江,	
24	273	284	172	109	
25	345	341	239	166	
26	375	429	301	195	
27	412	368	249	149	
28	334	305	214	132	

< I −31> 大型家具販売利用実績(リサイクルひろば高井戸)

		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	販売件数(年間)	2,748	2,766	2,800	2,505	2,595
家具等販売	販売件数 (月平均)	229.0	230.5	233.3	208.8	216.3
	販売収入 (円)	7,640,550	7,620,680	7,590,703	6,831,011	6,719,305

< I-32> フリーマーケットの実施(環境活動推進センター)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
日数(日)	34	34	22	1	4
出店数(店)	504	504	329	8	60

[※]平成26年12月まで、あんさんぶる荻窪で開催

< I −33> かんきょうアイデア展の開催

会	場		開催	来場者数		
環境活動推	推進センター	平成 28	年10月1日(406 人		
	レポート部門		32 名	32 点		
応募点数	リサイクル作品部門		88 名	92 点		
心劵尽剱	自然の恵み部門		2名	2 点		
	計		122 名	126 点		
表彰者	区長賞ほか			計 10 名		

⑥みどりのリサイクルの推進

< I - 3 4 > 学校・公園 落ち葉溜設置数

< I - 3	4 > 学校	&・公園 落ち葉溜設置数 (単位:箇所)
年度	箇所数	設置場所
13	5	東田小、桃井第三小、杉並第四小、塚山公園、蚕糸の森公園
14	4	八成小、杉並第六小、井草中、馬橋公園
15	4	杉並第八小、大宮小、富士見丘小、杉並児童交通公園
16	3	高井戸第二小、新泉小、松ノ木小
17	3	永福小、杉並第十小、和田小
18	3	松庵小、高井戸東小、高井戸第四小
19	3	松ノ木中、泉南中、富士見丘中
20	3	杉並第三小、三谷小、天沼中
21	3	方南小、堀之内小、和泉中
22	3	井荻中、大宮中、馬橋小
23	1	四宮小
24~28		実績なし
計	35	

⑦一般廃棄物処理業

< I - 3 5 > 一般廃棄物処理業者数及び排出事業者数

収集運搬業	処分業	排出事業者
253	1	4,054

[※] 排出事業者数は、収集・運搬業者が作業場所(ごみの排出場所)として、清掃協議会に申請している数。

< I − 3 6 > 平成 28 年度一般廃棄物処理実績

(単位: t)

(単位:社)

	汚でい	汚でい以外
指定処理施設	145.24	25,077.82
自己施設・民間施設	478.14	1,553.46

[※] 一般廃棄物収集運搬業者が処理した実績。

汚でい以外…23区内清掃工場、中防不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破砕処理施設

[※] 指定処理施設とは、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する次の施設。 汚でい…品川清掃作業所

基本目標Ⅱ 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる

(1) 自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組



\ ı	1 Z / E	07例是主则例足为日										
			採気口				Ü	則定項	目			
	測定室名	所在地	高さ (m)	SO ₂	NO _X	O _X	СО	SPM	NM HC	PM 2.5	気象	騒音
	区役所前	杉並区役所 杉並区阿佐谷南1-15-1	4.0	0	0	0	0	0			0	0
区	富士見丘	区立富士見丘小学校 杉並区上高井戸2-16-13	16.0	0	0	0	0	0	0		0	0
施設	高円寺	杉並清掃事務所 高円寺車庫 杉並区高円寺南2-36-31	4.0		0		0	0			0	
	久我山 〈機器単体〉	岩通ガーデン 杉並区久我山 1-6	1.6	_	_	_	_	_	_	_	_	_

放射 5 号線延伸工事のため久我山測定室における測定を平成 28 年 4 月以降一時休止しています。

参考 都の測定室別測定項目(都の測定項目は平成27年度のもの)

	> 3 HI		~ W.I.C >C	-	// -		 /				
都施	杉並区 久我山	区備蓄倉庫隣 杉並区久我山 5-36-17	5.0		0	0	0	0	0	0	
設	早稲田通り 下井草	区立中瀬中学校 杉並区下井草 4-3-29	4.5		0		0		0		

 SO_2 : 二酸化硫黄 NO_X : 窒素酸化物 O_X : 光化学オキシダント CO: 一酸化炭素 SPM: 浮遊粒子状物質 NMHC: 非メタン炭化水素 PM2.5: 微小粒子状物質

< II - 3 > 平成28年度の測定室の環境基準適合状況 (○:達成 ×:非達成)

※都施設については、平成27年度の状況・数値

	測定室名	測定室に面し た幹線道路	二酸(上硫黄 O ₂)	二酸化 窒素 (NO ₂)		比炭素 O)	光化学 オキシ ダント (Ox)	物	立子状 質 PM)	微小彩 物 (PM	質
			短期	長期	長期	短期	長期	短期	短期	長期	短期	長期
	区役所前	青梅街道	0	\bigcirc	0	0	0	×	0	0		_
区施	富士見丘	放射5号線	0	0	0	0	0	×	0	0		_
設	高円寺	環状七号線	-		0	0	0	_	0	0		_
	久我山		l		ı	_		_	ı	_		_
都施	杉並区久我山	_			0		_	×	0	0	0	0
設 ※	早稲田通り下井草	早稲田通り	_	_	0	_	_	_	0	0	0	0

二酸化硫黄 (SO₂)

				環境基準	環境基準の適否を判定する値				
	測定室名	測定室に面した幹線道路	外机盔牛	環境基準を	1時間値が環 境基準を超 えた時間数 2%除外値 ppm		年度 平均値 ppm		
区施	区役所前	0.04ppm 以		0	0	0.003	0.001		
設	富士見丘		かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	0	0	0.003	0.001		

二酸化窒素 (NO₂)

	測定室名	測定室に面した幹線道路		環境基準の適否を判 定する値 98%値 ppm	年度平均値 ppm
	区役所前	青梅街道	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm	0.041	0.022
区施	富士見丘		までのゾーン内、または	0.040	0.021
設	高円寺	環状七号線	それ以下であること。	0.042	0.022
	久我山			_	
都	杉並区久我山	_		0.036	0.016
施 設 ※	早稲田通り 下井草	早稲田通り		0.040	0.021

一酸化炭素(CO)

				環境基準	環境基準の適否を判定する値				
	測定室名	測定室に面した 幹線道路		環境基準を	8 時間平均値 が環境基準を 超えた回数	2%除外值 ppm	年度 平均値 ppm		
区	区役所前	青梅街道	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、	0	0	0.6	0.3		
施	富士見丘		かつ、1時間値の8時間		0	0.6	0.3		
設	高円寺	環状七号線	平均値が 20ppm 以下で あること。	0	0	0.7	0.3		

光化学オキシダント (Ox)

	測定室名	測定室に面した幹線道路	環境基準	環境基準の適否を判定する値 1時間値が環境基準を超えた 時間数	年度平均値 ppm
区施	区役所前		1時間値が 0.06ppm 以下 であること。	240	0.024
池 設	富士見丘	放射 5 号線		279	0.027
都施設※	杉並区久我山	_		470	0.033

浮遊粒子状物質 (SPM)

				環境基準	の適否を判定す	する値	
	測定室名	測定室に面した幹線道路		環境基準を	1時間値が 環境基準を超 えた時間数	2%除外値 mg/m ³	年度 平均値 mg/m³
区	区役所前		1時間値の1日平均値		0	0.040	0.017
施	富士見丘	11 O 12 1/21	が 0.10mg/m ³ 以下で	V	0	0.047	0.024
設	高円寺	環状七号線	あり、かつ、1時間値	U	0	0.042	0.018
都	杉並区久我山	_	が 0.20mg/㎡以下で あること。	0	0	0.043	0.018
施 設 ※	早稲田通り 下井草	早稲田通り		0	0	0.043	0.019

微小粒子状物質 (PM2.5)

		Mid (4-4-1) = 1		環境基準の適否	年度	
	測定室名	測定室に面した幹線道路	環境基準	1日平均値が環境	98%値	平均值
		70年708月1日1日		基準を超えた日数	$\mu \text{ g/m}^3$	$\mu \text{ g/m}^3$
都施	杉並区久我山		1時間値の1年平均値が 15 μ g/ m ³ 以下であり、か つ、1時間値の1日平均値		27.5	13.1
設 ※	早稲田通り 下井草		が 35μg/m³以下であるこ と。		29.7	14.0

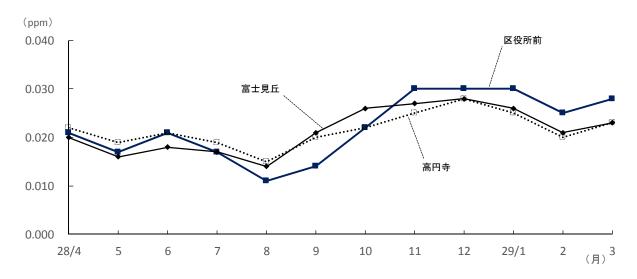
<Ⅱ-4> 大気汚染常時測定の測定結果

平成28年度大気汚染常時測定の測定結果(平均値)

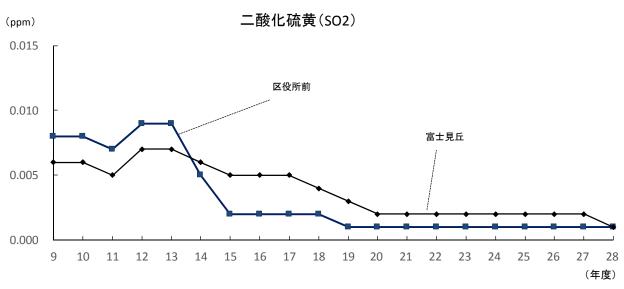
単位:ppm ただし浮遊粒子状物質のみmg/m³

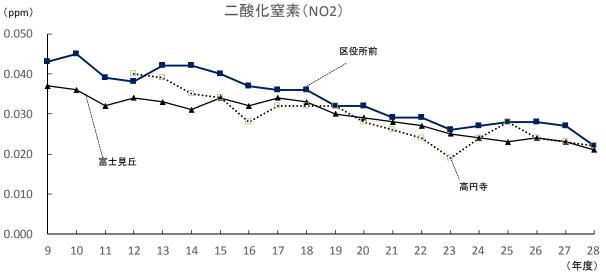
単位:ppm だたし汚遊粒十衣物質のみmg/m														
項目	月測定室名	28/4	5	6	7	8	9	10	11	12	29/1	2	3	28年度 平均値
	区役所前	0.021	0.017	0.021	0.017	0.011	0.014	0.022	0.030	0.030	0.030	0.025	0.028	0.022
二酸化窒素	富士見丘	0.020	0.016	0.018	0.017	0.014	0.021	0.026	0.027	0.028	0.026	0.021	0.023	0.021
	高円寺	0.022	0.019	0.021	0.019	0.015	0.020	0.022	0.025	0.028	0.025	0.020	0.023	0.022
	区役所前	0.006	0.005	0.005	0.005	0.011	0.012	0.014	0.023	0.024	0.018	0.011	0.010	0.012
一酸化窒素	富士見丘	0.006	0.003	0.004	0.006	0.006	0.010	0.011	0.020	0.023	0.015	0.008	0.006	0.010
	高円寺	0.008	0.005	0.008	0.009	0.009	0.010	0.009	0.016	0.024	0.015	0.008	0.008	0.011
- T4 // T+ T	区役所前	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
二酸化硫黄	富士見丘	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	区役所前	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3
一酸化炭素	富士見丘	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3
	高円寺	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3
光化学	区役所前	0.034	0.044	0.034	0.030	0.022	0.015	0.018	0.012	0.013	0.013	0.024	0.027	0.024
オキシダント	富士見丘	0.035	0.046	0.039	0.032	0.028	0.025	0.019	0.013	0.014	0.018	0.024	0.031	0.027
	区役所前	0.017	0.022	0.019	0.025	0.016	0.019	0.018	0.016	0.016	0.011	0.010	0.017	0.017
浮遊粒子状 物質	富士見丘	0.020	0.025	0.023	0.035	0.028	0.029	0.028	0.027	0.022	0.016	0.015	0.019	0.024
	高円寺	0.020	0.022	0.022	0.027	0.020	0.015	0.018	0.018	0.017	0.013	0.011	0.017	0.018
全炭化水素	富士見丘	2.05	2.04	2.09	2.06	1.99	2.06	2.12	2.24	2.28	2.25	2.12	2.11	2.12
非メタン 炭化水素	富士見丘	0.10	0.11	0.14	0.14	0.11	0.13	0.17	0.22	0.23	0.20	0.12	0.11	0.15

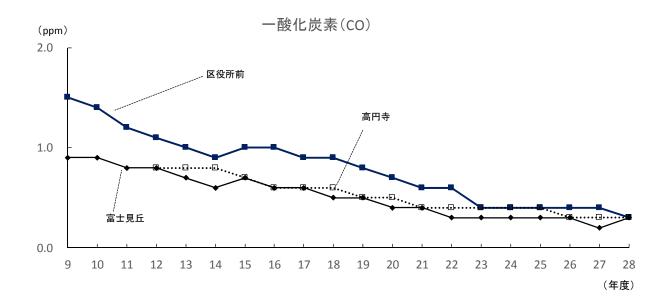
<Ⅱ-5> 二酸化窒素の月別変化(月平均値)

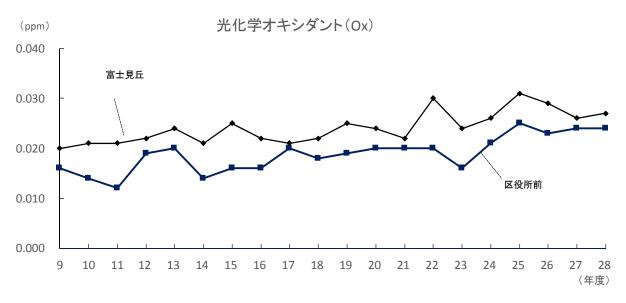


<Ⅱ-6> 大気汚染物質の経年変化(年平均値)











<Ⅱ-7> 大気汚染に係る環境基準及び基準項目の特性

	人式/7米に除る環境基準及U		
項目	環境基準	主な発生源	健康への影響
二酸化硫黄	1 時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、 1 時間値が 0.1ppm 以下であ ること。	石油や石炭などに含まれている硫黄分が燃焼して発生します。 大部分がビルや工場などから排出されます。	呼吸器系疾患の原因となります。
二酸化窒素	1 時間値の1日平均値が 0.04ppm から0.06ppm までの ゾーン内又はそれ以下であ ること。	燃料に含まれる窒素分が燃焼 するときやその時の高温で空 気中の窒素ガスが酸化されて 発生します。	呼吸器系疾患の原因となります。
一酸化炭素	1 時間値の1日平均値が 10ppm以下であり、かつ、1 時間値の8時間平均値が 20ppm以下であること。	不完全燃焼にともない発生します。主に自動車から排出されます。	血液中のヘモグロビンと結びつき、体内組織への酸素の 供給を妨げて、中枢末端神経 の麻痺や機能障害を起こします。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	室素酸化物や非メタン炭化水 素が太陽光線で光化学反応を 起こして二次的に生成される 酸化性物質。主な物質はオゾ ンです。	目や喉の粘膜を刺激します。
浮遊粒子状 物質	1 時間値の1日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、 1 時間値が 0.20mg/m³以下で あること。	大気中に長期間浮遊している 微粒子で、粒径が 10μm 以下 のものです。工場からの媒塵 や粉塵、ディーゼルの黒煙、 土ぼこりなど多種多様です。	気管支や肺胞まで進入して 呼吸器系疾患の原因となり ます。
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m³以 下であること。	ベンゼン製造施設、コークス 炉、ガソリンなどの貯蔵・供 給施設、自動車などです。	大量に吸入すると急性中毒 を起こし、頭痛、めまい、吐 き気などがあらわれ、死亡す ることがあります。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m³以下 であること。	金属製品の洗浄剤、溶剤、低 温用溶媒などに用いられてい ます。このうち、約8割が金 属製品の洗浄剤として使用さ れています。	頭痛、吐き気、麻酔作用、肝臓障害をもたらし、発ガン物質である可能性が高いといわれています。
テトラクロ ロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m³以下 であること。	ドライクリーニング用洗浄 剤、金属製品洗浄剤として広 く用いられています。	頭痛、めまい、肝臓障害をも たらし、発ガン性の疑いもあ ります。
ジクロロ メタン	1年平均値 0.15mg/m³以下で あること。	金属製品の洗浄剤、脱脂用溶 剤、塗料のはく離剤などに用 いられています。	中枢神経に対する麻酔作用 があり、高濃度の吸収で精巣 毒性の可能性。 マウスへの発ガン性有。
微小粒子状 物質 (PM2.5)	1 年平均値 15 μ g/m³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μ g/m³ 以下であること。	大気中に浮遊する粒径 2.5μm 以下の粒子状物質です。自動 車、工場の排気ガスのほか、 土壌、海塩など自然由来も含 みます。	肺の奥まで吸入されるので、 呼吸器疾患、循環器疾患及び 肺ガンに影響を与えます。

<環境基準による大気汚染の評価について>

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価がある。

環境庁の通達では、二酸化硫黄*1、一酸化炭素*1、浮遊粒子状物質*1について短期的評価と長期的評価の二つの方法がある。二酸化窒素*2については長期的評価、光化学オキシダント*1については短期的評価が定められている。

一般に、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については健康に慢性影響を及ぼすことから長期的評価が、一酸化炭素、光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が使われている。

1 短期的評価

測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

2 長期的評価

(1) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。

(2) 二酸化窒素の場合

年間の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの(98%値)を、環境基準(0.06ppm)と 比較して評価する。〔(1)、(2)とも年間の測定時間が6,000時間未満のものは評価することができない。〕

- ※1 昭和48年6月12日付環大企143号「大気汚染に係る環境基準について」
- ※2 昭和53年7月17日付環大企262号「二酸化窒素に係る環境基準の改正について」

◇自動車排出ガス測定

<Ⅱ-8> 窒素酸化物連続測定結果(期間平均値)

単位:ppm

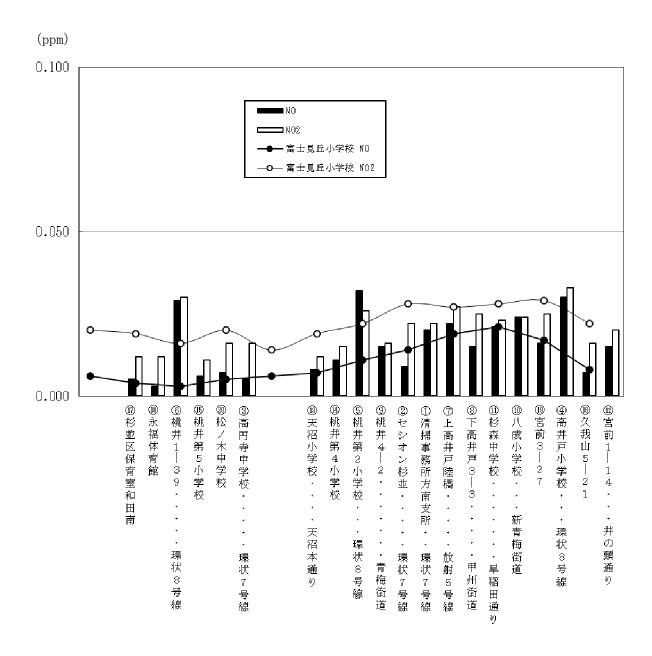
		測定項目		二酸	化窒素((NC) ₂)		一酸化窒素 (NO)			
調査地点に面した幹線道路			期 間 平均値	日平均	1 時間	*1 0.0 をこ	06ppm こえ ヨと	*2 富士見丘 測定室の 測定値	期間平均値	日平均		*2 富士見丘 測定室の
	調査地点	調査期間				日	%					
	①清掃事務所方南支所	28. 10. 11~28. 11. 1	0.022	0. 033	0.050	0	0.0	0.028	0.020	0. 035	0.089	0.014
環状七号線	②セシオン杉並	28. 10. 11~28. 11. 1	0.022	0.036	0.063	0	0.0	0. 028	0.009	0.022	0.069	0.014
	③高円寺中学校	28. 6.21~28. 7.12	0.016	0.027	0.046	0	0.0	0.020	0.005	0.010	0.046	0.005
	④高井戸小学校	29. 1.10~29. 1.31	0.033	0.040	0.058	0	0.0	0. 029	0.030	0.050	0. 159	0.017
環状八号線	⑤桃井第2小学校	28. 9. 20~28. 10. 11	0.026	0.033	0.052	0	0.0	0. 022	0.032	0.049	0.142	0.011
	⑥桃井1一39	28. 5.31~28. 6.21	0.030	0.040	0.070	0	0.0	0.016	0.029	0.060	0. 160	0.003
放射 5 号線	⑦上高井戸陸橋	28. 11. 1~28. 11. 22	0.027	0.037	0.057	0	0.0	0.027	0.022	0.036	0. 153	0.019
甲州街道	⑧下高井戸3一3	28. 11. 1~28. 11. 22	0.025	0.043	0.097	0	0.0	0.027	0.015	0.035	0.142	0.019
青梅街道	⑨桃井4一2	28. 9. 20~28. 10. 11	0.016	0.023	0.053	0	0.0	0.022	0.015	0.022	0.075	0.011
新青梅街道	⑩八成小学校	28. 11. 22~28. 12. 13	0.024	0.036	0.067	0	0.0	0.028	0.024	0.050	0. 172	0.021
早稲田通り	⑪杉森中学校	28. 11. 22~28. 12. 13	0.023	0.034	0.071	0	0.0	0.028	0.021	0.040	0. 190	0.021
井ノ頭通り	⑫宮前1—14	29. 1.31~29. 2.21	0.020	0.035	0.055	0	0.0	0.022	0.015	0.033	0. 147	0.008
天沼本通り	⑬天沼小学校	28. 8.30~28. 9.20	0.012	0.020	0.036	0	0.0	0.019	0.008	0.012	0.037	0.007
	⑭桃井第4小学校	28. 8.30~28. 9.20	0.015	0.028	0.049	0	0.0	0.019	0.011	0.020	0.053	0.007
	⑤桃井第5小学校	28. 5.31~28. 6.21	0.011	0.019	0. 037	0	0.0	0.016	0.006	0.009	0. 022	0.003
	⑯久我山5—21	29. 1.31~29. 2.21	0.016	0.032	0.058	0	0.0	0. 022	0.007	0.018	0.062	0.008
その他	⑰杉並区保育室和田南	28. 5.10~28. 5.31	0.012	0.022	0.044	0	0.0	0.019	0.005	0.007	0.018	0.004
	®永福体育館	28. 5.10~28. 5.31	0.012	0.022	0.042	0	0.0	0.019	0.003	0.005	0.016	0.004
	⑲宮前3—27	29. 1.10~29. 1.31	0.025	0.040	0.065	0	0.0	0. 029	0.016	0. 039	0. 134	0.017
		28. 6.21~28. 7.12	0.016	0.029	0.049	0	0.0	0.020	0.007	0.012	0.033	0.005

^{*1} 0.06ppmをこえた日と割合:割合(%) =0.06ppmをこえた日数÷調査期間日数

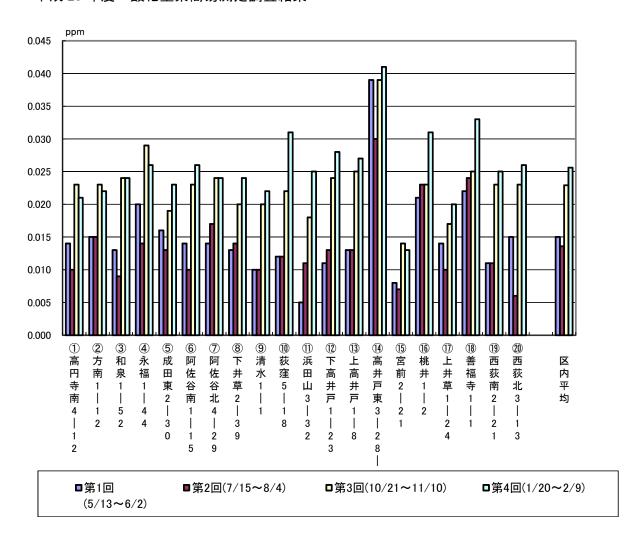
^{*2} 富士見丘測定室の測定値:同じ期間の富士見丘測定室(地上16mで採気)の期間平均値

<Ⅱ-9> 窒素酸化物連続測定結果 (期間平均値:平成28年度)

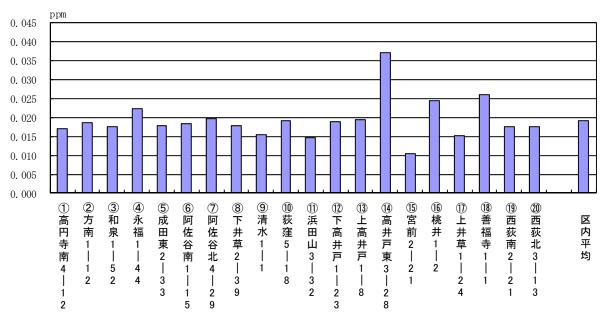
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月



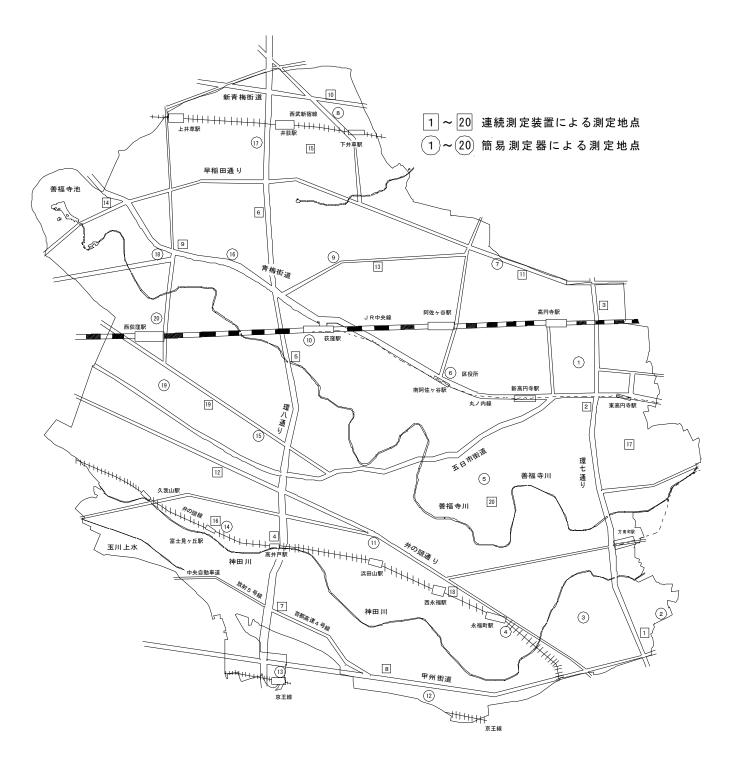
<Ⅱ-10> 二酸化窒素簡易測定結果 平成28年度二酸化窒素簡易測定調査結果



平成 28 年度二酸化窒素簡易調査平均值



<Ⅱ-11> 自動車排出ガス測定地点

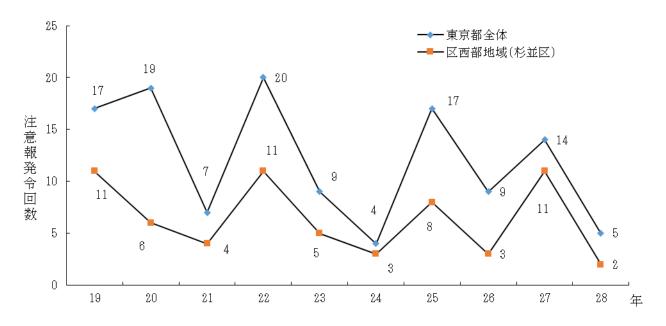


◇光化学スモッグ

< Ⅱ - 1 2 > 平成28年の光化学スモッグ注意報発令状況(杉並区は区西部地域に属す)

発令回数	1	2	3	4	5
月日 地域	7/1	7/4	7/7	7/14	10/2
区東部	0			0	
区北部	0				
区西部 (杉並区)	0				0
区南部					0
多摩北部	0		0		0
多摩中部	0		0	0	
多摩西部					
多摩南部		0		0	
オキシダント最高濃度 (ppm)	0. 155	0. 129	0. 149	0. 151	0. 154

<Ⅱ-13> 光化学スモッグ注意報発令回数の経年変化



(注1) 警報は昭和49年(現在の多摩中部)・50年(現在の区西部)に各1回発令

<Ⅱ-14> 光化学スモッグによると思われる被害届者数

(単位:人)

地域 年	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
杉並区	2								2			
区西部 (杉並区を除く)	6											
区東部												
区北部		2										
区南部												
多摩北部	48											
多摩中部						12						
多摩西部												
多摩南部	191			94		6						
合計	247	2	0	94	0	18	0	0	2	0	0	0

<Ⅱ-15> 光化学スモッグ緊急時基準及び措置

				措置							
段	階	地域	発令の基準	緊急時協力 工場・事業場	自動車等	一般					
予	報	区東部	高濃度汚染が予想されるとき(気象条件から)	燃料使用量の削減協力 要請	不要不急の自動 車等を使用しな いよう協力要請	○ばい煙排出 者に対し、自 主規制を協					
注意	報	区北部区西部	オキシダント濃度 0.12ppm 以上(1 時間値)	通常の燃料使用量より 20%程度削減勧告	当該地域を通過しないよう協力	力要請 ○屋外になる					
数言	報	区南部	オキシダント濃度 0.24ppm 以上(1 時間値)	通常の燃料使用量より 40%程度削減勧告	要請	べく出ない ○屋外運動は さし控える					
重力緊急		多摩北部 多摩中部 多摩西部	オキシダント濃度 0.40ppm 以上(1 時間値)	通常の燃料使用量より 40%以上削減命令	都公安委員会に 対し、措置をとる べく要請	○被害のあっ た時は、保健 所に届け出					
	校報	多摩南部	<提供基準> オキシダント濃度 0.10ppm 以上(1 時間値)	-	_	る る					

光化学スモッグ発令地域の区分



②交通騒音・振動・交通量

◇道路交通騒音常時監視 (面的評価)

杉並区内の幹線道路の自動車騒音の状況について調査を実施し、道路の沿道(道路端から 50m幅 の範囲)における環境基準を超える住居等戸数の把握を行った。

調査方法

① 評価区間および基準点の設定

自動車騒音の影響が一定と考えられる区間毎に対象路線を分割し、評価区間を設定した。また、 評価区間を代表する地点を基準点として設定した。

② 基準点騒音の測定

道路端にて24時間連続騒音測定を行った。また、あわせて交通量・走行速度の測定も行った。

③ 背後地騒音減衰状況の測定

基準点の背後地側約 50m の地点にて騒音測定を行い、10m毎の各距離帯における騒音レベルを推計して、減衰量を把握した。

④ 沿道状況把握の調査

道路端(道路敷地境界)から 50mの範囲の道路に面する地域について、上下線別、10m毎の距離帯別に住居等戸数の把握調査を行った。

⑤ 面的評価

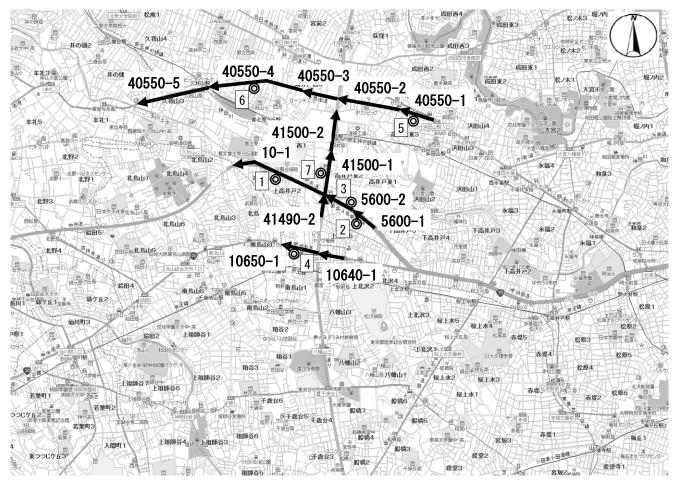
基準点における騒音レベルと、当該地域に類型指定された環境基準値との比較を行い、環境基準の達成戸数及び割合を把握した。

平成28年度の調査区間は13区間あり、そのうち7区間について実測調査を行った。類型化により騒音レベルが類似されていると判断された6区間については推計により評価を行った。

< Ⅱ-16> 交通騒音・交通量の評価区間及び調査地点

評価区間 番号	路線名	起点住所	終点住所	評価区間 延長距離 (km)	地点 番号	測定地点住所		
10 - 1	(主)中央自動車道富士吉田線 (併)都道新宿国立線	杉並区上高井戸2-23	杉並区久我山1-1	1.0	1	杉並区上高井戸2丁目13		
5600 - 1	(主)高速4号新宿線(首都高速) (併)都道新宿国立線	杉並区上高井戸3-1	杉並区上高井戸3-13	0.3	2	杉並区上高井戸3丁目6		
5600 - 2	(主)高速4号新宿線(首都高速) (併)都道新宿国立線	杉並区上高井戸3-13	杉並区上高井戸2-23	0.3	3	杉並区高井戸東2丁目1		
10640 - 1	一般国道20号(甲州街道)	杉並区上高井戸1-9	杉並区上高井戸1-24	0. 2	-	-		
10650 - 1	一般国道20号(甲州街道)	杉並区上高井戸1-24	杉並区上高井戸1-21	0.4	4	杉並区上高井戸1丁目21		
40550 - 1	新宿国立線(人見街道)	杉並区浜田山3-28	杉並区高井戸東3-18	0.5	5	杉並区高井戸東3丁目16		
40550 - 2	新宿国立線(人見街道)	杉並区高井戸東3-18	杉並区高井戸西2-18	0.5	ı	-		
40550 - 3	新宿国立線(人見街道)	杉並区高井戸西2-18	杉並区高井戸西2-13	0.4	ı	-		
40550 - 4	新宿国立線(人見街道)	杉並区高井戸西2-13	杉並区久我山3-24	0. 9	6	杉並区久我山5丁目12		
40550 - 5	新宿国立線(人見街道)	杉並区久我山3-24	杉並区久我山3-7	0. 7	ı	-		
41490 - 2	環状8号線(環八通り)	杉並区上高井戸2-1	杉並区上高井戸2-23	0. 2	1	_		
41500 - 1	環状8号線(環八通り)	杉並区上高井戸2-23	杉並区高井戸西1-27	0.5	7	杉並区高井戸東2丁目13		
41500 - 2	環状8号線(環八通り)	杉並区高井戸西1-27	杉並区高井戸西2-3	0.5	-	_		

<Ⅱ-17> 交通騒音・交通量の評価区間及び調査地点



注)図中、◎は基準点位置、□数字は基準点番号、○○○○−○は評価区間番号

<Ⅱ-18> 交通騒音調査結果

地点番号	評価区間 番号	路線名	測定地点住所	基準点 等価騒音 レベル (dB) (L _{Aeq})		基準点 騒音レベル 中央値(dB) (L _{A50})		背後地 騒音 レベル (dB) (L _{A95})		環境基準 適合状況 〇:適合 ×:不適合	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	10 - 1	(主)中央自動車道富士吉田線 (併)都道新宿国立線	杉並区上高井戸2丁目13	63	61	61	56	45	45	0	0
2	5600 - 1	(主)高速4号新宿線(首都高速) (併)都道新宿国立線	杉並区上高井戸3丁目6	71	67	68	57	41	39	×	×
3	5600 - 2	(主)高速4号新宿線(首都高速) (併)都道新宿国立線	杉並区高井戸東2丁目1	72	71	71	69	41	35	×	×
4	10650 - 1	一般国道20号(甲州街道)	杉並区上高井戸1丁目21	75	75	74	71	43	43	×	×
5	40550 - 1	新宿国立線(人見街道)	杉並区高井戸東3丁目16	65	63	58	51	49	47	0	0
6	40550 - 4	新宿国立線(人見街道)	杉並区久我山5丁目12	66	63	58	51	38	37	0	0
7	41500 - 1	環状8号線(環八通り)	杉並区高井戸東2丁目13	71	71	70	69	45	44	×	×

注1) 時間の区分 : 昼間 午前6時~午後10時、 夜間 午後10時~翌日午前6時

<Ⅱ-19> 交通量・走行速度調査結果

地点番	評価区間 番号	路線名	測定地点住所	交通量(台/日)						大型車 混入率	平均 走行 速度
号	B ?			大型 I	大型Ⅱ	小型	計	二輪	合計	(%)	(km/時)
1	10 - 1	(主)中央自動車道富士吉田線 (併)都道新宿国立線	杉並区上高井戸2丁目13	1, 206	6, 384	19, 836	27, 426	1,050	28, 476	27. 7	37. 7
2	5600 - 1	(主)高速4号新宿線(首都高速) (併)都道新宿国立線	杉並区上高井戸3丁目6	1,848	4, 032	39, 510	45, 390	1,770	47, 160	13. 0	47.8
3	5600 - 2	(主)高速4号新宿線(首都高速) (併)都道新宿国立線	杉並区高井戸東2丁目1	1,848	4, 032	39, 510	45, 390	1,770	47, 160	13. 0	47.8
4	10650 - 1	一般国道20号(甲州街道)	杉並区上高井戸1丁目21	2, 094	5, 412	36, 900	44, 406	2, 814	47, 220	16. 9	50. 3
5	40550 - 1	新宿国立線(人見街道)	杉並区高井戸東3丁目16	108	396	5, 430	5, 934	456	6, 390	8. 5	35. 7
6	40550 - 4	新宿国立線(人見街道)	杉並区久我山5丁目12	30	714	7, 050	7, 794	582	8, 376	9. 5	35. 0
7	41500 - 1	環状8号線(環八通り)	杉並区高井戸東2丁目13	7, 938	8, 208	53, 268	69, 414	2, 436	71, 850	23. 3	35. 1

注1) 各10分間測定値を6倍した各1時間値を24回分集計し、日計換算値とした。

注2) 環境基準値 : 昼間 70dB以下、 夜間 65dB以下

注3) 環境基準適合状況は、基準点等価騒音レベルの適合状況を示す。

◇道路交通騒音・振動

<Ⅱ-20> 主な幹線道路における騒音の環境基準・要請限度の達成状況

	测点地上分配	時 間	区分
	測定地点住所	昼間 (6~22時)	夜間(22~6時)
	高円寺北2-1	0	\triangle
環状七号線	和田 2-7	\triangle	\triangle
	方南 1-3 ※	\triangle	×
	桃井 1-39	0	\triangle
環状八号線	荻窪 5-10	0	\triangle
	高井戸西 1-5	0	Δ
甲州街道·首都高速 4 号線	下高井戸 3-3	Δ	×
放射 5 号線・首都高速 4 号線	高井戸東 2-3	0	Δ
放射 5 号線・中央自動車道	上高井戸 2-16	0	0

※ 平成27年度から調査地点変更(平成26年度までは和泉1-21)

注:○印は環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、△印は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、×印は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

<**Ⅱ-21> 青梅街道道路交通騒音常時測定結果** [区役所前測定室]

(単位:デシベル)

年 月	28									29			環境基準	要請限度
時間の区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
昼間 (6~22 時)	69	68	69	68	68	69	69	69	69	69	69	69	70	75
夜間 (22~6 時)	68	67	68	67	67	<mark>68</mark>	68	68	68	68	68	68	65	70

- ※1 沿道のマイク高さ地上 4.5m
- ※2 測定値について、無印は環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準を 超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表す(環境基準、要請限度については、P37,38を参照)

<Ⅱ-22> 中央自動車道·放射五号線道路交通騒音常時測定結果 [富士見丘測定室]

(単位:デシベル)

	年 月	28									29			環境基準	要請限度
時間の区分		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
昼間	沿道	65	65	65	65	69	65	65	67	65	64	64	64	70	75
(6~22 時)	屋上	64	63	63	64	67	64	64	65	64	63	63	64	10	7.5
夜間	沿道	63	62	62	62	64	62	62	63	63	62	62	63	G.F.	70
(22~6 時)	屋上	62	61	61	61	63	62	61	63	62	61	61	62	65	70

- ※1 沿道のマイクの高さ地上 4.5m
- ※2 屋上のマイクの高さ地上 14.5m
- ※3 測定値について、無印は環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表す(環境基準、要請限度 については、P37,38 を参照)

< Ⅱ - 23 > 道路交通騒音測定結果

平成28年度 道路交通騒音測定結果

(単位:デシベル)

道路名		測定地点住所	測定年月日	区域種	測定		測	宦 信	直
				• 車線数	場所	昼間	(6~22)	夜間	(22~6)
	1	高円寺北2-1	H29. 1.17∼ 1.20	с • 6	沿道	68	(75.70)	66	(70.65)
環状七号線	2	和 田2-7	H28. 9. 6∼ 9. 9	с • 6	沿道	71	(75.70)	70	(70.65)
	3	方 南1-3**	H28. 9.13∼ 9.16	c • 6	沿道	72	(75.70)	71	(70.65)
	4	桃 井1-39	H28. 5.24~ 5.27	b • 4	沿道	68	(75.70)	67	(70.65)
環状八号線	5	荻 窪5-10	H28. 6.14~ 6.17	c • 4	沿道	69	(75.70)	69	(70.65)
	6	高井戸西1-5	H28.11.15~11.18	b • 4	沿道	68	(75.70)	68	(70.65)
甲州街道	7	下高井戸3-3	H28. 11. 22~11. 25	c • 8/4	沿道	72	(75.70)	71	(70.65)
首都高速 4 号線		1 143717			屋上(4F)	74	(75.70)	73	(70.65)
放射 5 号線 首都高速 4 号線	8	高井戸東2-3	H28. 10. 25∼10. 28	b • 6/4	沿道	68	(75·70)	67	(70•65)
放射 5 号線 中央自動車道	9	上高井戸2-16	H28. 11. 29~12. 2	b • 2/5	沿道	64	(75.70)	61	(70.65)
	10	高円寺南2-11	H29. 1.10∼ 1.13	c • 4	沿道	71	(75.70)	70	(70.65)
青梅街道	11	成 田 東5-34	H28. 5.17∼ 5.20	c • 4	沿道	71	(75.70)	71	(70.65)
	12	桃 井4-2	H29. 1.31∼ 2. 3	c • 4	沿道	67	(75.70)	64	(70.65)
井ノ頭通り	13	高井戸東4-3**	H28. 6.21∼ 6.24	b • 4	沿道	68	(75.70)	65	(70.65)
升/ 娯通り	14	宮 前1-14	H28.10.31~11. 4	b • 4	沿道	68	(75.70)	66	(70.65)
五日市街道	15	成 田 東3-7	H28. 6.28∼ 7. 1	c • 2	沿道	66	(75.70)	62	(70·65)
五日11月1月	16	宮 前1-18	H28.11. 8~11.11	c • 2	沿道	65	(75.70)	66	(70.65)
早稲田通り	17	阿佐谷北5-45	H29. 1.24∼ 1.27	c • 2	沿道	69	(75.70)	68	(70.65)
平個田通り	18	上 井 草3-6	H28.10. 4~10. 7	a • 2	沿道	65	(75.70)	62	(70.65)
方南通り	19	堀 ノ 内1-9	H28.12. 6~12. 9	b • 4	沿道	68	(75.70)	66	(70.65)
中杉通り	20	阿佐谷北1-31	H28. 9.27∼ 9.30	c · 2	沿道	64	(75.70)	61	(70.65)
区・神明通り	21	宮 前3-27	H28. 10. 11~10. 14	a • 1	沿道	64	(65.55)	59	(55.45)
区・2103号線	22	西 荻 北1-19	H28. 6. 7∼ 6.10	a • 2	沿道	59	(70.60)	52	(65.55)
区・2133号線	23	高井戸西1-17	H28. 10. 18~10. 21	a • 2	沿道	64	(70.60)	58	(65.55)

注:測定値の後の()内は、要請限度値、環境基準値を示す。 ※27年度より測定地点変更

区域種のaは、第1種、第2種低層住居専用地域、第1種、第2種中高層住居専用地域、

bは、第1種、第2種住居地域、準住居地域、

cは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 を表す。

測定値の網掛けは、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を、は環境基準を超えたが、要請 限度を超えなかった時間区分を、は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

<Ⅱ-24> 道路交通振動測定結果

平成28年度 道路交通振動測定結果

(単位:デシベル)

道路名		測定地点住所	測定年月日	区域種 ・車線数	測定場所	測 5	定 値
				//X9X	<i>***</i> 3 721	昼間(8~19)*	夜間(19~8)*
	1	高円寺北2-1	H29. 1.17∼ 1.20	2 • 6	沿道	47 (70)	46 (65)
環状七号線	2	和 田2-7	H28. 9. 6∼ 9. 9	2 • 6	沿道	54 (70)	54 (65)
	3	方 南1-3**	H28. 9.13∼ 9.16	2 • 6	沿道	35 (70)	35 (65)
	4	桃 井1-39	H28. 5.24∼ 5.27	1 • 4	沿道	55 (65)	54 (60)
環状八号線	5	荻 窪5-10	H28. 6.14~ 6.17	2 • 4	沿道	50 (70)	51 (65)
	6	高井戸西1-5	H28.11.15~11.18	1 • 4	沿道	53 (65)	55 (60)
甲州街道 首都高速4号線	7	下高井戸3-3	H28. 11. 22~11. 25	2 • 8/4	沿道	44 (70)	43 (65)
放射 5 号線 首都高速 4 号線	8	高井戸東2-3	H28. 10. 25∼10. 28	1 • 6/4	沿道	51 (65)	49 (60)
放射 5 号線 中央自動車道	9	上高井戸2-16	H28. 11. 29~12. 2	1 • 2/5	沿道	46 (65)	45 (60)
	10	高円寺南2-11	H29. 1.10∼ 1.13	2 • 4	沿道	43 (70)	40 (65)
青梅街道	11	成 田 東5-34	H28. 5.17∼ 5.20	2 • 4	沿道	32 (70)	30 (65)
	12	桃 井4-2	H29. 1.31∼ 2. 3	2 • 4	沿道	41 (70)	38 (65)
井ノ頭通り	13	高井戸東4-3**	H28. 6.21∼ 6.24	1 • 4	沿道	41 (65)	37 (60)
开/ 塡通り	14	宮 前1-14	H28. 10. 31~11. 4	1 • 4	沿道	40 (65)	37 (60)
五日市街道	15	成 田 東3-7	H28. 6.28∼ 7. 1	2 • 2	沿道	45 (70)	41 (65)
五日刊街垣	16	宮 前1-18	H28.11. 8~11.11	2 • 2	沿道	49 (70)	47 (65)
日彩田海り	17	阿佐谷北5-45	H29. 1.24~ 1.27	2 • 2	沿道	43 (70)	40 (65)
早稲田通り	18	上 井 草3-6	H28.10. 4~10. 7	1 • 2	沿道	47 (65)	41 (60)
方南通り	19	堀 ノ 内1-9	H28.12. 6~12. 9	1 • 4	沿道	44 (65)	40 (60)
中杉通り	20	阿佐谷北1-31	H28. 9.27~ 9.30	2 • 2	沿道	43 (70)	38 (65)
区・神明通り	21	宮 前3-27	H28. 10. 11~10. 14	1 • 1	沿道	47 (65)	39 (60)
区・2103号線	22	西 荻 北1-19	H28. 6. 7~ 6.10	1 • 2	沿道	39 (65)	25 (60)
区・2133号線	23	高井戸西1-17	H28. 10. 18~10. 21	1 • 2	沿道	46 (65)	39 (60)

注:測定値の後の()内は、要請限度値を示す。 ※27年度より測定地点変更

区域種の1は、第1種、第2種低層住居専用地域、第1種、第2種中高層住居専用地域、第1種、第2種住居地域、準住 居地域、2は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域を表す。

*: 区域種2については、昼間は8時から20時、夜間は20時から8時。

<Ⅱ-25> 環状七号線 年度別測定結果(騒音・振動)

測定地点 方南1-3 ※

騒音								振動	振動 (単位:デシベル)												
年度 時間 の区分	19	20	21	22	23	24	25	26	27		年度 時間 の区分	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
昼間 (6~22 時)	<mark>71</mark>	71	70	71	<mark>72</mark>	71	70	70	71	7 2	昼間 (8~20 時)	52	52	51	51	52	52	52	52	36	35
夜間 (22~6 時)	<mark>70</mark>	<mark>69</mark>	69	71	70	70	69	69	71	71	夜間 (20~8 時)	52	51	51	51	51	52	51	52	35	35

※ 平成27年度から調査地点変更(平成26年度までは和泉1-21)

測定値について、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準及び 要請限度を超えた時間区分を表す。

<Ⅱ-26> 環状八号線 年度別測定結果(騒音・振動)

測定地点 高井戸西1-5

騒音			(単	位位	: デ	シィ	ベル	·)			振動	·		(単	位	: デ	シヘ	ミル)		
年度 時間 の区分	19	20	21	22	23	24	25	26	27		年度 時間 の区分	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
昼間 (6~22 時)	<mark>73</mark>	<mark>74</mark>	<mark>75</mark>	<mark>73</mark>	69	68	68	69	69	68	昼間 (8~20 時)	53	54	54	54	54	55	53	54	55	53
夜間 (22~6 時)	75	75	7 5	74	68	70	<mark>69</mark>	69	67	68	夜間 (20~8 時)	55	56	56	57	56	57	56	56	55	55

測定値について、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準及び 要請限度を超えた時間区分を表す。

< Ⅱ - 2 7 > 道路交通騒音・振動測定地点



○ 騒音の単位

騒音を表わす単位は「デシベル(dB)」を使いま <Ⅱ-28>騒音のめやす す。

人間の耳に感じる音の大きさは、周波数の高 低により異なった強さに聞こえる性質がありま す。このため、人間の耳の周波数による強さの 違いを補正したものが周波数補正特性といい「A 特性」「C特性」「F(平たん)特性」などがありま

道路交通騒音は「A 特性」の補正がしてある 騒音計を用いて測定し、以前は「デシベル(A)」 で表わしましたが、現在では(A)を省略して「デ シベル」で表わします。

○ 振動の単位

振動の大きさは、その振幅、速度及び加速度 によって表わされ、また水平方向と鉛直方向の 振動に分けられます。そして騒音同様、人体の 感じ方は複雑なので、人体に合うよう補正した 振動計を用いて振動を測定し、その単位は「デ

(単位:デシベル)

(単位:デシベル)

騒音レベル	めやす
130	(最大可聴音)
120	飛行機のエンジン近く
110	自動車の警笛(前方 2m)
100	電車の通過するときのガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場
80	地下鉄の車内
70	電話のベル、騒々しい事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜、図書館
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉のふれ合う音

シベル(dB)」で表わします。道路交通振動は、鉛直方向のみの振動で測定します。

<Ⅱ-29> 振動のめやす

110 超

振動レベル めやす 人体に感じないで地震計に記録される程度 55 未満 55~65 静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度 $65 \sim 75$ |大勢の人に感ずる程度のもので、戸障子がわずかに動くのがわかる程度 家屋が揺れ、戸障子がガタガタと鳴動し、電灯が揺れ、器内の水面が動く 75~85 のがわかる程度 家屋の動揺がはげしく、すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水があふ 85~95 れ、歩いている人にも感じられ、多くの人が戸外にとび出す程度 $95 \sim 105$ 壁が割れ、墓石・石灯籠が倒れ、煙突・石垣が破損したりする程度 家屋の倒壊は30%以下で、山崩れ、地割れが生じ、多くの人々は立ってい 105~110 ることができない程度

家屋の倒壊が30%以上に及び、山崩れ、地割れ、断層などが生じる

〇 環境基準

環境基本法第 16 条に基づき、騒音について<Ⅱ-30>のとおり環境基準が定められています。この環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準とされています。振動については、環境基準は定められていません。

< I - 3 0 > 騒音に係る環境基準(H10.9.30 環境庁告示第 64 号)

(単位:デシベル)

類地型域	当てはめ地域	まなり区人	時間 0	り区分
型域	コくはめ地域	地域の区分	昼間(6~22 時)	夜間(22~6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	一般地域	55 以下	45 以下
A	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	2 車線以上の車線を有 する道路に面する地域	60 以下	55 以下
В	第1種住居地域 第2種住居地域	一般地域	55 以下	45 以下
D	準住居地域 用途地域の定めのない地域	2 車線以上の車線を有 する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域	一般地域	60 以下	50 以下
	準工業地域 工業地域	車線を有する道路に 面する地域	65 以下	60 以下

◎幹線道路近接空間に関する特例

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間(6~22 時)	夜間(22~6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

- 備考1 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を 有する帯状の車道部分をいう。
- 備考2 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
 - ・2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル
 - ・2 車線を超える車線を有する道路 20 メートル
- 備考3 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が 営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあって は45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。

○ 要請限度

騒音と振動それぞれについて要請限度が定められており、騒音は騒音規制法第 17 条第 1 項 $< \Pi - 31 >$ 、振動は振動規制法第 16 条 $< \Pi - 32 >$ に基づいています。

区長は、指定地域内における自動車騒音・道路交通振動が要請限度を超えることにより、 道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による交通規制、最高速度の制限、徐行すべき場所の指定などの措置を執るよう要請することができ、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができます。振動については東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を、道路管理者又は関係行政機関の長に対し交通振動防止のための措置を執ることを要請することができます。

<Ⅱ-31> 自動車騒音に係る要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令 (H12.3.2 総理府令第 15 号)

(単位:デシベル)

区域	\\ \\ \ \\ \ \\ \\ \ \\ \\	士 始 然	時 間 0) 区 分		
区分	当てはめ地域	車線等	昼間(6~22時)	夜間(22~6時)		
	第1種低層住居専用地域	1 車線	65	55		
a 区域	第2種低層住居専用地域	2 車線以上	70	65		
a 区域	第1種中高層住居専用地域	近接区域	75	70		
	第2種中高層住居専用地域	赶 按凸域	15	70		
	第1種住居地域	1車線	65	55		
b 区域	第2種住居地域	1 半冰	05	55		
10 区域	準住居地域	2 車線以上	75	70		
	用途地域の定めのない地域	近接区域	15	70		
	近隣商業地域	1車線				
c区域	商業地域	2 車線以上	75	70		
C区域	準工業地域		19	70		
	工業地域	近接区域				

- 備考 1 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 備考 2 近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域は、車線の区分に応じた道路端からの距離が、2 車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

<Ⅱ-32> 道路交通振動に係る要請限度

振動規制法第16条及び同施行規則第12条(別表第2)

(単位:デシベル)

	区域の区分			眊	詳間の区	分	
	当てはめ地域	8	時	昼間	19 時	夜間	8 時
	第1種低層住居専用地域						
	第2種低層住居専用地域						
	第1種中高層住居専用地域						
第1種	第2種中高層住居専用地域			65		60	
区域	第1種住居地域						
	第2種住居地域						
	準住居地域						
	用途地域の定めのない地域				20	時	
	近隣商業地域				·		
第2種	商業地域						
区域	準工業地域			70		65	
	工業地域						
	第2種地域に該当する地域に接す	る地先	:は、第	2種区域の	り基準が	ぶ適用される。	

◇鉄道の騒音と振動

<Ⅱ-33> 鉄道騒音・振動測定結果

路線名	住 所 用途地域	測 定 年月日	レール種別 防音壁有無	測定 地点 (m)		音レベル ベル) 夜	単発騒音 暴露レベル (デシベル)	最大騒音 レベル (デシベル)	振動(デシベル)	速度 (km/h)	列車本数(昼/夜)
					昼 05.4			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(Kill) 11)	普通:409/ 79 快速:406/ 48
JR中央線	JR中央線 上荻1-1地先		ロング	12. 5	65. 1	59. 0	82. 5	74	55	73	特快:100/ 13 特急: 65/ 13
	商業	3. 24	無	25. 0	62. 1	56. 0	79. 5	71			計:980/146
西武新宿線	上井草1-32地先	H29	ロング	12. 5	68. 4	64. 0	88. 6	81	63	79	各停: 248/ 58 急行: 223/ 43 特急: 43/ 10
	近隣商業	3. 24	無	23. 0	63. 2	58. 8	83. 0	76			計:514/111

○ 測定地点

騒音は測定する側の軌道中心線から直角方向に沿って 12.5m と 25m の 2 地点において同時測定を行った。振動は 12.5m の地点において測定を行った。

○ 測定項目

連続する3時間に通過する列車について、次の項目を測定・記録した。

騒音: 単発騒音暴露レベル、最大騒音レベル(ピークレベル)

振動:最大振動レベル(ピークレベル) 列車種別、列車形式、車両数、速度

○ <u>指針</u>

在来鉄道の新設又は大規模改良に際して生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止するうえで目標となる当面の指針は次表のとおり。

新線	等価騒音レベルとして、昼間(7時~22時)については60デシベル(A)以下、夜間(22時~翌日7時)については55デシベル(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保全すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

〇 評価方法

騒音の評価方法は、列車の種別(普通、急行、特急等)ごとの単発騒音暴露レベルをパワー平均して、種別ごとの単発騒音暴露レベルを求めた。1日における列車の種別ごとの本数を用いて、種別ごとの単発騒音暴露レベルを加重パワー平均して、その地点における等価騒音レベル(昼間7時~22時 夜間22時~翌日7時)とした。最大騒音レベルは、各列車の最大騒音レベルをパワー平均した。

振動は、最大振動レベルを算術平均した。

(2) 化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組

①河川水質

〈水質汚濁に係わる環境基準について〉

環境基本法第 16 条の規定に基づいて、達成維持することが望ましい基準として水質汚濁に係 わる環境基準が定められており、これを目標として水質汚濁防止法を中心に水質保全対策が進め られています。

杉並区内の河川では、神田川のみがC類型に指定されています。

<Ⅱ-34> 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

	- 工力 承先 の 休立					
項目			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度(p H)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数
A A	水 道 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ る も の	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN/100mℓ
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ ℓ以上	1000MPN/100mℓ
В	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄に 場 げ る も の	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5000MPN/100mℓ
С	水 産 3 級 工業用水 1 級及び D以下の欄に掲げる あ の	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	_
D	工 業 用 水 2 級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ以 下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ 以上	_

(環境庁告示第59号抜粋)

環境基準の説明

рН	水素イオン濃度	水溶液が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値で、pH7が中性、それより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性です。
BOD	生物化学的酸素要求量	水中の有機物を二酸化炭素や水などに分解するために、好気性微生物が必要とする酸素の量。この数値が高いほど川は汚れていることになります。魚の生育環境には5mg/ℓ以下が望ましく、悪臭発生限界は10mg/ℓであるといわれています。
SS	浮遊物質量	水中に浮いている不溶性の物質量。川床にたまったり、魚介類に付着したりします。
DO	溶存酸素量	水中に溶けている酸素の量。酸素のない川や少ない川は、いわば死んだ川で魚介類は生存できません。比較汚染に強いコイ・フナ等でも 5mg/ℓ以上が望ましいといわれています。

<Ⅱ-35> 河川水質調査地点



<Ⅱ-36> 河川の主要測定項目調査結果

河川	採水地点	調査	年月日	透視度	水素イオン濃度	溶存酸素量	生物化学的 酸素要求量	化学的酸素 要求量	浮遊 物質量	大腸菌群 数
妙			5月12日	>100	(pH) 8.6	(DO) 14.8	(BOD) 3.1	(COD) 8.5	(SS) 2	7000
正	松一	H28年	9月29日	>100	7. 5	9. 1	0.7	3	1	33000
寺	下坛		11月 2日	>100	8	12. 2	0.8	2	3	33000
JII	橋	H29年	2月 9日	90	8.6	19.3	2.4	4	2	1300
	井		5月12日	>100	7	8.2	0.6	1.9	<1	7900
	荻	H28年	9月29日	>100	6.8	9	0.5	1. 3	<1	1700
善	橋		11月 2日	>100	6.6	7.8	0.7	2. 9	4	23000
福		H29年	2月 9日	>100	7.2	8.5	1.4	3. 3	<1	790
寺	堀		5月12日	>100	8	12.5	2.8	4	9	7000
III	之	H28年	9月29日	54	7.5	8.2	0.8	2. 1	10	13000
	内		11月 2日	74	7.5	8.6	0.9	2.9	9	130000
	橋	H29年	2月 9日	85	7.8	11.4	1.9	2. 7	5	330
	宮		5月12日	>100	7.4	7.6	0.8	1. 7	1	3300
	下	H28年	9月29日	85	7.4	8.8	1.3	2. 9	8	4900
神	- 橋		11月 2日	>100	7.6	9.7	0.5	1.8	3	2300
田田		H29年	2月 9日	>100	7.6	11. 1	1.6	2. 1	1	490
		****	5月12日	>100	7.7	10.8	0.8	3. 1	7	7900
	女	H28年	9月29日	73	7.4	10. 3	0.7	2. 3	5	2200
	橋		11月 2日	>100	7.6	10. 7	0.6	2.8	2	4900
	1164	H29年	2月 9日	>100	7.5	11	1.6	3.8	1	230

(DO、BOD、COD、SS の単位:mg/0、透視度の単位:度、大腸菌群数の単位:MPN/100m0)

<Ⅱ-37> 水質測定(年間平均値)一覧

(BOD、CODの単位:mg/l)

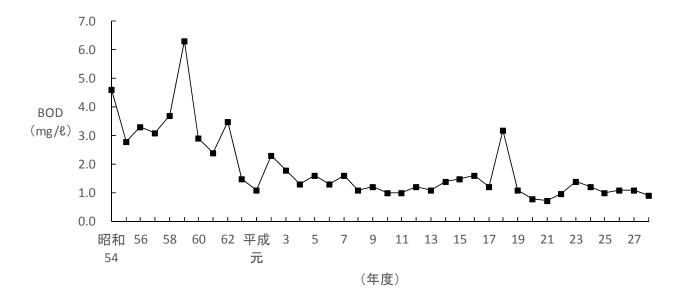
採水地点	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量
	(Hq)	(BOD)	(COD)
妙正寺川(松下橋)	8. 2	1.8	4. 4
善福寺川(堀之内橋)	7. 7	1.6	2.9
神田川(乙女橋)	7. 6	0.9	3.0

<Ⅱ-38> 池等の主要測定項目調査結果

採水地点	調査年月日	透視度	水素イオ ン濃度 (pH)	溶存 酸素量 (D0)	生物化学的酸素要求量(BOD)		浮遊 物質量 (SS)	大腸菌群 数
妙正寺池		32	8.3	9.6	2	6.4	21	1100
善福寺上池		18	8.5	10.7	4.6	17	37	1700
善福寺下池	H28年	81	8	9.4	1.5	3.7	5	790
和田掘池	7月7日	15	7. 9	11.6	5.8	14	49	110000
御供米橋付近 湧水	1711	>100	6.8	8. 1	0.6	0.9	<1	49
原寺分湧水		>100	6.6	7.3	<0.5	<0.5	<1	700

(DO、BOD、COD、SSの単位:mg/l 、透視度の単位:度、大腸菌群数の単位:MPN/100ml)

<Ⅱ-39>神田川-乙女橋でのBODの経年変化



②工場・事業場

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)により、平成13年10月から「化学物質の適正管理に関する規定」と「土壌汚染対策に関する規定」が施行され、それに基づく報告・届出等が平成14年度から実施されています。

< I - 4 0 > 適正管理化学物質使用量等報告書提出数 (単位:件)

種類	27 年度	28 年度
ガソリンスタンド	31	31
クリーニング業	9	10
その他	3	3
合計	43	44

注 毎年4月1日から6月末までに、前年度分の適正管理化学物質の使用量等を報告する制度です。 対象は、指定された58種類の化学物質を年間100Kg以上使用する工場・指定作業場です。

< Ⅱ - 4 1 > 適正管理化学物質使用量等

(単位: kg/年)

	-				(112.18/ 1/					
種類		2	26 年度の使 (27 年度報)			27 年度の使用量等 (28 年度報告分)				
番号	適正管理 化学物質	使用量	製品としての出荷量	環境へ の排出 量	事業所外へ の移動量	使用量	製品としての出荷量	環境への 排出量	事業所外へ の移動量	
8	塩酸	0	0	0	0	0	0	0	0	
11	キシレン*	3, 348, 440	3, 341, 000	662	940	3, 044, 760	3, 026, 500	536	1020	
16	酢酸エチル※	290	0	280	10	290	0	240	50	
17	酢酸ブチル※	2, 100	0	2,000	100	2,000	0	1700	350	
19	酸化エチレン*	220	0	0	0	300	0	0	0	
31	スチレン*	0	0	0	0	0	0	0	0	
35	テトラクロロエチレン※	1,870	0	745	1109	1,850	0	716	1147	
39	トルエン*	8, 361, 900	8, 305, 000	1, 979	0	7, 825, 600	7, 775, 400	1850	0	
49	ヘキサン*	1, 738, 850	1,710,000	2, 963	10	1, 640, 130	1, 623, 010	2697	0	
50	ベンゼン*	362, 460	361,000	301	0	346, 477	344, 560	284	0	
53	メタノール*	0	0	0	0	180	0	150	30	
54	メチルイソブチルケトン*	0	0	0	0	0	0	0	0	
55	メチルエチルケトン**	0	0	0	0	0	0	0	0	
57	硫酸	0	0	0	0	0	0	0	0	
_	合計	13, 816, 130	13, 717, 000	8, 930	2, 169	12, 861, 587	12, 769, 470	8, 173	2, 597	

※のついている物質は揮発性有機化合物 (VOC)

<Ⅱ-42> 土壌汚染状況調査報告書等の提出状況

(単位:件)

種	類	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	ガソリンスタンド	3	0	0	1	2
土壤汚染状況	クリーニング業	3	1	1	0	2
調査報告書	その他	3	1	6	2	3
	合計	9	2	7	3	7
汚染拡散防止計画書届出書		1	0	0	1	1
汚染拡散防止措	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	0	0	1	1

注 工場または指定作業場を設置している事業者で、有害化学物質を取り扱ったことがある者は、事業所を廃止または建物を除却しようとする際、対象地の土壌汚染状況を調査し報告することが義務づけられています。さらに、調査結果が処理基準値を超える場合には「汚染拡散防止計画書」を作成し、防止措置の実施が必要となります。

<Ⅱ-43> アスベスト除去工事施工計画届出数

(単位:件)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
届出受付 (法)	22	15	24	20	26
届出受付 (条例)	20	15	23	17	24
現場立入	21	14	24	20	26

注1:大気汚染防止法により、吹き付けアスベスト及びアスベスト保温材等を使用している建築物等の改修・解体工事を開始する日の 14 日前までに届出が義務づけられています。 また、東京都環境確保条例に基づく届出は一定規模以上のものについて届出が義務づけられています。

注2:届出受付後、区では原則立入調査を実施しています。年度末に受付けた届出の立入調査 を次年度に実施する場合があるので、届出件数と現場立入件数は一致しないことがあり ます。

<Ⅱ-44> 工場等の年度別推移

(単位:件)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
都環境確保条例(※注1)による工場数	466	456	424	403	397
都環境確保条例(※注1)による指定作業場数	936	864	849	848	823
都環境確保条例(※注1)による指定作業数	1,073	962	944	939	916
汚染防止法によるばい煙発生施設設置事業所数	_		_		_
汚濁防止法による特定施設設置事業所数	1	1	1	1	1
規制法による特定施設設置事業所数	198	199	198	194	194
規制法による特定建設作業実施届出数	222	266	239	288	321
規制法による特定施設設置事業所数	54	54	54	50	50
規制法による特定建設作業実施届出数	154	183	182	207	255
_ 者 才 才 井 井	部環境確保条例(※注1)による指定作業場数 部環境確保条例(※注1)による指定作業数 5染防止法によるばい煙発生施設設置事業所数 5濁防止法による特定施設設置事業所数 規制法による特定施設設置事業所数 規制法による特定建設作業実施届出数 規制法による特定施設設置事業所数	部環境確保条例(※注1)による指定作業場数936部環境確保条例(※注1)による指定作業数1,0735染防止法によるばい煙発生施設設置事業所数-5濁防止法による特定施設設置事業所数1規制法による特定施設設置事業所数198規制法による特定建設作業実施届出数222規制法による特定施設設置事業所数54	部環境確保条例(※注1)による指定作業場数936864部環境確保条例(※注1)による指定作業数1,0739625染防止法によるばい煙発生施設設置事業所数5濁防止法による特定施設設置事業所数11規制法による特定施設設置事業所数198199規制法による特定建設作業実施届出数222266規制法による特定施設設置事業所数5454	 部環境確保条例(※注1)による指定作業場数 936 864 849 部環境確保条例(※注1)による指定作業数 1,073 962 944 5染防止法によるばい煙発生施設設置事業所数 売濁防止法による特定施設設置事業所数 1 1 規制法による特定施設設置事業所数 198 199 198 規制法による特定建設作業実施届出数 222 266 239 規制法による特定施設設置事業所数 54 54 	 部環境確保条例(※注1)による指定作業場数 936 864 849 848 部環境確保条例(※注1)による指定作業数 1,073 962 944 939 5染防止法によるばい煙発生施設設置事業所数 一 月 1 1<!--</td-->

※注1:都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の略称

1. 工場 2.	2.2kw (合計)	以上の原動機を使用する物品の製造、	加工、	作業を常時行う工場等
----------	------------	-------------------	-----	------------

2. 指定作業場 指定作業を行う事業所(場)

3. 指定作業 自動車駐車場、ボイラー、洗濯施設等

4. ばい煙発生施設 主としてボイラー、焼却炉など

5. 特定施設 酸アルカリ洗浄施設、電気メッキ施設、洗濯業の用に供する洗浄施設、めん類製造業の用に供する湯煮施設、豆腐または煮豆製造業の用に供する湯煮施設、自動式車両洗浄施設等

6. 特定施設 液圧・機械プレス、せん断機、空気圧縮機、送風機、織機、木材加工機械、印刷機械、合成樹脂用射出成形機、 切断機(といしを用いるものに限る)等

7. 特定建設作業 (騒音) くい打機、びょう打機、さく岩機、掘削作業、空気圧縮機を使用する建設作業、コンクリートプラント等

8. 特定施設(振動) 液圧・機械プレス、せん断機、圧縮機、織機、印刷機械、合成樹脂用射出成形機等

9. 特定建設作業(振動) くい打機、鋼球、舗装版破砕機、ブレーカーを使用する建設作業

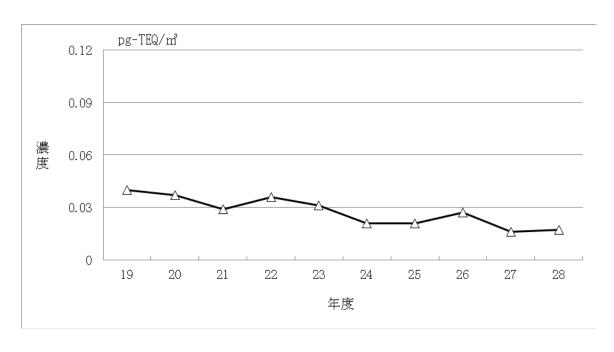
<Ⅱ-45> 大気ダイオキシン類調査結果(7日間連続採取)

(単位:pg-TEQ/m³)

調査日	平成 28 年			平成 29 年	
	5月19日	8月18日	11月10日	2月9日	年平均值
調査地点	~26 日	~25 日	~17 日	~16 日	
井草森公園	0.013	0.011	0.029	0.014	0.017
大宮前体育館	0.018	0.020	0.024	0.0087	0.018
郷土博物館	0.015	0.015	0.024	0.011	0.016

環境基準:年平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下

<Ⅱ-46> 大気中のダイオキシン類濃度経年変化(井草森公園年平均値)



<Ⅱ-47> 河川ダイオキシン類調査結果(水質)

(単位:pg-TEQ/Q)

調査日	平成 28 年	平成 29 年	年平均値
調査地点	8月5日	1月13日	十十岁但
宮下橋(神田川)	0.074	0.064	0.069
佃橋(神田川、玉川上水放流口)	0.91	0. 13	0. 52
尾崎橋(善福寺川)	0.063	0.064	0.064
和田見橋(神田川)	0.066	0.064	0.065

環境基準: 年平均値が1pg-TEQ/0以下

注)

- 1. ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンおよびコプラナーPCB を含めたものをいう。
- 2. TEQ: 毒性等量といい、ダイオキシンの種類ごとに毒性の強さが異なるため、最も毒性の強いダイオキシンの量に換算したもの。
- 3. 1pg:1兆分の1グラム。

(3) その他の公害を防ぐ取組

①公害の苦情等

<Ⅱ-48> 発生源別苦情受付の年度別推移

(単位:件)

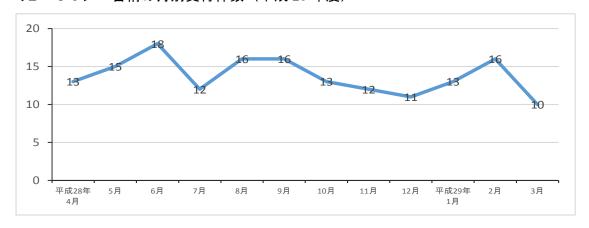
年度	工場	指定作業場	建設作業	一般	合計
24	1	3	108	101	213
25	2	6	120	64	192
26	6	2	108	80	196
27	0	1	89	83	173
28	2	1	88	74	165

<Ⅱ-49> 現象別苦情の年度別推移

(単位:件(%))

現象年度	大気汚染	騒音	振動	悪臭	その他	計
24	26 (12%)	125 (59%)	26 (12%)	29 (14%)	7 (3%)	213
25	39 (20%)	94 (49%)	39 (20%)	17 (9%)	3 (2%)	192
26	47 (24%)	93 (47%)	30 (15%)	16 (8%)	10 (6%)	196
27	45 (26%)	86 (50%)	23 (13%)	17 (10%)	2 (1%)	173
28	43 (26%)	70 (42%)	21 (13%)	22 (13%)	9 (6%)	165

<Ⅱ-50> 苦情の月別受付件数(平成28年度)



<Ⅱ-51> 地下水揚水量経年変化

(単位: m³)

	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年		
工場	44, 116	43, 579	41, 532	48, 511	58, 100		
その他	2, 013, 205	2, 123, 315	2, 264, 103	2, 192, 585	1, 999, 019		
合計	2, 057, 321	2, 166, 894	2, 305, 635	2, 241, 096	2, 057, 119		

注1 調査期間は年度ではなく年。(1月から12月)

注2 手押しポンプを除く、揚水機を設置している井戸が対象

(設置年月日・用途により対象外の井戸有り)。

<Ⅱ-52> 特定建設作業実施届出数(種類別)の年度別推移

(単位:件)

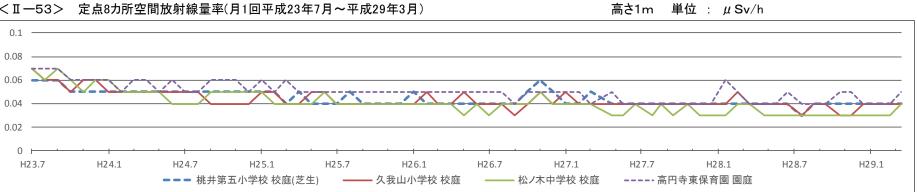
種	類	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	さく岩機	220	255	228	275	312
騒音規制法	空気圧縮機	2	5	3	5	5
触自风削伝	その他	0	6	8	8	4
	合計	222	266	239	288	321
	くい打機等	0	5	5	6	2
振動規制法	ブレーカー	154	178	177	201	253
	合計	154	183	182	207	255

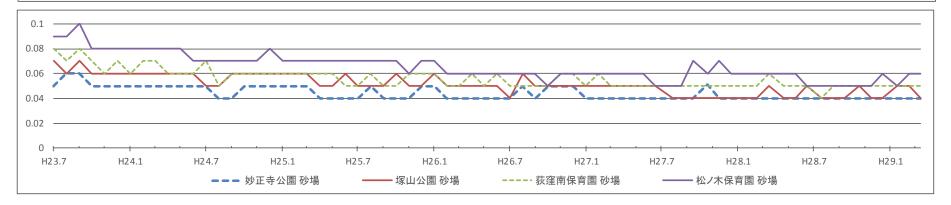
- 注1 騒音規制法のさく岩機と振動規制法のブレーカーは、法律により、その名称は異なりますが、同じ作業のことです。
- 注2 届出が受理されると、区では届出人に対して「特定建設作業実施届出済票」を渡し、所定の 事項を記入のうえ、建設作業現場の公衆の目につきやすい場所に掲示するよう指導していま す。

②放射線対策

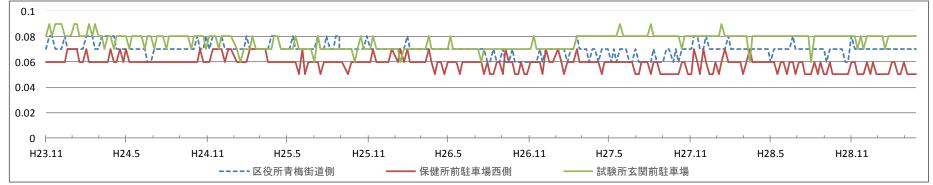
(7)放射線対策

< Ⅱ 一53> 定点8カ所空間放射線量率(月1回平成23年7月~平成29年3月)





< Ⅱ 一54> 定点3力所空間放射線量率(週1回平成23年11月~平成29年3月) 高さ1m 単位 : μ Sv/h



※各グラフの測定機器は、TCS-172Bです。詳しい測定値は、区ホームページをご覧ください。

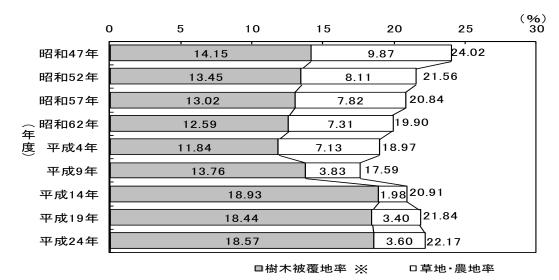
基本目標Ⅲ 自然環境が保全され、

さまざまな生き物が生息できるまちをつくる

(1)連続したみどりを保全・創出する取組

①みどりの現状

<Ⅲ-1> 緑被率の推移



※樹木被覆地率には、屋上緑化率が含まれている。

・緑被率の推移について

平成9年度から14年度にかけての樹木被覆地の増加は、樹木の生長や植樹活動の広がりに伴う増加及び調査精度の向上よる。

平成 14 年度から 19 年度にかけての草地の増加は公園整備に伴うもの、学校校庭緑地化事業によるものなど草地面積の増加がみられた。

平成 19 年度から 24 年度にかけては、開発に伴う樹木被覆地の消失が見られるが、建築行為時の緑化指導、桃井原っぱ公園の整備や公園樹木、街路樹、庭木等の生長に伴って樹木被覆地が増加している。

・調査方法について

昭和47年度から平成4年度は、点格子板による方法で、写真判読により調査図を作成し、調査図の上に点格子板(透明なプラスチック板に、たて・よこ均等に黒い点が網目上に表示されたもの)をあて、集計しようとする区域内に占めるドットを数え、面積を集計した。

平成9年度は、写真判読により調査図を作成し、調査図をドラムスキャナーに読み込み、面積をパソコン上で集計した。

平成 14 年度は、地図や航空写真をパソコン内に取り込み、モニター上で計測し、調査結果を直接、面積や数値としてパソコン上で集計した。

平成19年度及び24年度はデジタル航空写真のデジタルオルソデータから緑被地を自動抽出し、目視によるノイズ除去及び緑被地区分を行い、面積計測は座標計算から計測した。(地上解像度10cm)

単位:面積(ha) 率(%)

			•	•			-					±m id		4.7	
地域 ゾーン	面積	樹木被	覆地	草:	地	農	地	屋上	緑化	緑被	緑被 率	裸均	也	水	面
クーン		面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	*	面積	率	面積	率
上井草	153.40	30.15	19.65	3.77	2.46	7.18	4.68	0.45	0.29	41.55	27.08	5.81	3.79	0.03	0.02
下井草	152.00	24.53	16.14	2.78	1.83	4.71	3.10	0.15	0.10	32.17	21.16	5.38	3.54	0.08	0.05
井草	305.40	54.67	17.90	6.55	2.14	11.89	3.89	0.60	0.20	73.71	24.14	11.19	3.66	0.11	0.04
西荻北	318.10	63.66	20.01	8.94	2.81	2.86	0.90	0.87	0.27	76.33	24.00	7.35	2.31	3.59	1.13
西荻南	138.50	22.91	16.54	1.64	1.18	1.95	1.41	0.22	0.16	26.71	19.29	3.06	2.21	0.00	0.00
西荻	456.60	86.57	18.96	10.58	2.32	4.81	1.05	1.09	0.24	103.05	22.57	10.41	2.28	3.59	0.79
荻窪北	253.10	42.45	16.77	3.13	1.24	1.83	0.72	0.39	0.15	47.80	18.89	6.75	2.67	0.21	0.08
荻窪南	289.50	51.20	17.69	5.88	2.03	3.92	1.35	0.72	0.25	61.71	21.32	7.76	2.68	1.81	0.63
荻窪	542.60	93.65	17.26	9.01	1.66	5.75	1.06	1.11	0.20	109.52	20.18	14.50	2.67	2.02	0.37
阿佐谷	236.30	37.01	15.66	2.60	1.10	0.12	0.05	0.45	0.19	40.18	17.00	4.95	2.10	0.11	0.04
成田	328.70	81.59	24.82	10.89	3.31	1.37	0.42	0.59	0.18	94.45	28.73	14.20	4.32	1.67	0.51
阿佐谷	565.00	118.60	20.99	13.49	2.39	1.49	0.26	1.04	0.18	134.63	23.83	19.16	3.39	1.78	0.32
高円寺	213.10	23.88	11.21	2.23	1.05	0.03	0.01	0.49	0.23	26.62	12.49	4.27	2.00	0.00	0.00
和田・堀ノ 内	190.00	33.00	17.37	3.74	1.97	0.32	0.17	0.42	0.22	37.50	19.73	4.69	2.47	0.08	0.04
高円寺	403.10	56.88	14.11	5.97	1.48	0.35	0.09	0.91	0.23	64.11	15.91	8.96	2.22	0.08	0.02
高井戸西	371.40	74.47	20.05	15.34	4.13	10.55	2.84	0.54	0.15	100.90	27.17	14.66	3.95	0.71	0.19
高井戸東	264.70	55.23	20.86	8.58	3.24	2.75	1.04	0.75	0.28	67.31	25.43	8.67	3.27	0.82	0.31
高井戸	636.10	129.70	20.39	23.92	3.76	13.30	2.09	1.29	0.20	168.21	26.44	23.33	3.67	1.53	0.24
永福	195.20	36.25	18.57	5.53	2.83	0.29	0.15	0.42	0.22	42.49	21.77	5.37	2.75	1.26	0.65
方南·和泉	298.00	48.44	16.26	9.40	3.15	0.05	0.02	0.63	0.21	58.53	19.64	13.10	4.40	2.92	0.98
方南·和泉	493.20	84.69	17.17	14.93	3.03	0.34	0.07	1.05	0.21	101.02	20.48	18.48	3.75	4.19	0.85
区全体	3,402.00	624.77	18.36	84.45	2.48	37.93	1.11	7.10	0.21	754.26	22.17	106.03	3.12	13.30	0.39

[※]樹木被覆地率には、屋上緑化率が含まれている。

[※]端数処理の関係から合計値が合わない場合や構成比の合計が100%にならない場合があります。

	分類	箇所数 (箇所)	面積
都立公園		4	521, 318. 59
区立公園		324	649, 821. 63
地垣		9	268, 505. 17
身近	たな公園	315	381, 316. 46
	のびのび公園	14	69, 274. 72
	ふれあい公園	71	121, 259. 80
	まちかど公園	135	74, 613. 38
	都市緑地	88	69, 481. 29
	緑道	7	46, 687. 27

(平成29年4月1日現在)

<Ⅲ-4> 公園の整備状況



②緑化の推進

◇みどりを守る

<Ⅲ-5> 樹木保険の内容

〇 対物賠償

(他人の家や物が壊れた場合) 1事故につき 2,000万円まで

〇 対人賠償

(ケガや死亡の場合)

1名につき

1億円まで

1名につき1億円まで1事故につき2億円まで

※ 対象は保護樹木、保護樹林及び貴重木による事故

<Ⅲ-6> 民有地保護指定実績

	保記	護樹木	但	R護樹林	保護生	生けがき	貴重	重木
年度	件数	数値	件数	数値	件数	数值	件数	数值
24	505 件	1,724 本	115 件	444,213.26 m ²	162 件	6,559.59m	22 件	40本
25	484 件	1,624 件	115 件	436,085.90 m ²	161 件	6,429.60m	22 件	39本
26	470 件	1,580本	114 件	448,249.51 m ²	160 件	6,408.80m	29 件	48本
27	469 件	1,585 本	112 件	421,788.25 m ²	156 件	6,251.10m	29 件	48本
28	452 件	1,560 本	109件	411,119.25 m²	154 件	6,218.60m	38 件	59 本

(平成29年3月31日現在)

<Ⅲ-7> 公共施設保護指定実績

施設	保護樹木	保護樹林	貴重木		
都立高校	65本 (5校)	_	1本 (1校)		
区立小学校	120本(30校)	_	2本(1校)		
区立中学校	86本 (18校)	_	_		
他施設	26本(10か所)	4,369 ㎡ (1か所)	18本(12か所)		
合 計	297本 (63校・か所)	4,369 ㎡ (1 か所)	21本 (14校・か所)		

(平成29年3月31日現在)

<Ⅲ-8> 保護樹木等指定解除理由

	<u>ç</u> 2	24年度	Ę	2	25年度	Ę	2	26年度	Ę	2	27年度	Ę	2	28年度	ŗ.
解除理由	保護樹木	保護樹林	保護生けがき	保護樹木	保護樹木	保護樹林	保護生けがき	保護樹木	保護樹木	保護樹林	保護生けがき	保護樹木	保護樹木	保護樹林	保護 生け がき
土地売却 (借地変換含)	6件	1件	2件	7件	1件	1件	3件		2件		2件	3件	3件	1件	1件
住宅の建設等	2件	1件	1件	5件	4件	2件	6件	2件	1件	4件	4件	2件	8件	2件	1件
道路の造成等	1件	ı		1件		1件							1件		_
駐車場の造成	_	_	3件	_	_	_	_	_	_	_	2件	_	_	_	_
枯死・衰弱	11件		2件	15件			19件	2件		8件		2件	11件		—
苦情・近所への 気がね	2件	_	_	3件	_	_	3件	_	_	3件	_	_	2件	_	_
自然災害による倒木	3件											1件	_		_
その他 (指定区分変更等)	5件	1件	_	5件	_	1件	3件	_	_	4件	1件	_	10件	3件	2件
合計	30件	3件	8件	36件	5件	5件	34件	4件	3件	19件	9件	8件	35件	6件	4件

[※] 解除数値は、一部解除を含む

<Ⅲ-9> 市民緑地「いこいの森」開設状況

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

名 称	所在地	開設年月日	借地契約期間	面積
清水いこいの森	清水 2-20-8	平成 10 年 3 月 20 日	20年	600.09 m²
下井草いこいの森	下井草 5-1-18	平成 21 年 3 月 12 日	20年	1,082.71 m ²
山葉名いこいの森	上井草 4-6-10	平成 25 年 10 月 13 日	20年	2,851.79 m ²

[※] 区内の 300 平方メートル以上の樹林等を対象に、土地所有者と区が市民緑地契約(無償借地契約)を締結し、契約期間中区民に開放する制度。土地所有者は税の優遇措置がある。

<Ⅲ-10> 区営苗圃状況

苗圃名	所在地	開設年月	所有借地別	面積	樹木本数
上高井戸苗圃	上高井戸 3-8	昭和 48 年 10 月	借地	$2,437~\mathrm{m}^2$	1,055 本
成田西苗圃	成田西 2-7	昭和 52 年 4 月	区有地	$233~\mathrm{m}^2$	116本
成田西第二苗圃	成田西 2-12	平成 4 年 12 月	区有地	1,146 m²	566 本
合計		3 か所		3,816 m²	1,737 本

(平成29年3月31日現在)

◇みどりを創る

<Ⅲ-11> 緑化指導の実績

緑化計画受理状況等

敷地面積			平成 24 年		平成27年度	平成28年度	
200 201 27.51.55	計画	682 件	722 件	668 件	706件	578件	
200 ㎡以上	緑化計画書	完了	279 件	321 件	286 件	332 件	340 件
200 ㎡未満	緑化計画概要書	計画	1,222 件	1,310 件	1,205 件	1,201 件	1,233 件

行為・敷地面積別受理状況

					建	築行為等				
年度	開発行為 年度		1,000 ㎡以上		200 ㎡以上~ 1,000 ㎡未満		200 ㎡未満		合計	
	件数	#/. Id	件数	#/. U	件数	*/. I.l	件数	#/. Id	件数	±/.10. → ₹±/ 2\
	(件)	敷地面積(m²)	(件)	敷地面積(㎡) 牛)	(件)	敷地面積(m²)	(件)	敷地面積(m²)	(件)	敷地面積(m²)
24	31	68,638.10	44	362,084.10	607	208,102.54	1,222	135,372.10	1,904	774,196.84
25	24	22,960.13	34	234,770.76	664	163,957.58	1,310	143,955.00	2,032	565,643.47
26	20	20,057.97	32	115,178.79	616	155,878.42	1,205	134,610.00	1,873	425,725.18
27	18	17,759.84	37	141,709.50	651	152,450.20	1,201	134,620.00	1,907	446,539.54
28	6	9,106.33	30	129,470.52	542	136,603.54	1,233	167,930.66	1,811	442,945.12

<Ⅲ-12> 寄付樹木実績

年度	申込件数	受領件数	寄付樹木数
24	21 件	12 件	216本
25	31 件	15 件	72本
26	32 件	21 件	102本
27	18 件	10 件	63 本
28	19 件	11 件	84 本

寄付樹木の受領要件

- (ア)中、高木については、原則として幹周り 44cm 以下のものとする。
- (イ)移植が時期的に適していること。
- (ウ) 対象樹木は搬入、搬出が容易であること。
- (エ) 比較的若木で、活着率のよいもの。
- (オ)病虫害に侵されていないこと。
- (カ) 区施設への植栽に適していること。

<Ⅲ-13> 苗木配布実績

年度	配布本数
24	1,400 本
25	1,310 本
26	1,665 本
27	1,800 本
28	1,667 本

※イベント参加記念等として配布

<Ⅲ-14> 苗木育成委託状況

委託先	管理箇所	育成樹種	育成本数
東京中央農業協同組合 城西地区青壮年部	1か所	サツキ等	900本
井草園芸研究会	5か所	クリスマスローズ等	6,900 本

(平成29年3月31日現在)

<Ⅲ-15> 接道部緑化助成状況

年度	生けがき		植樹帯		フェン	ス緑化	既存塀の撤去	
	件数	数値	件数	数值	件数	数值	件数	数值
24	24 件	294.4m	17件	$226.7~\text{m}^\text{2}$	0件	$0.0 \mathrm{m}$	13 件	94.2m
25	15 件	132.8m	17 件	81.9 m²	0 件	0.0m	3件	19.6m
26	9件	220.4m	19 件	229.9 m²	0 件	0.0m	6 件	54.9m
27	12件	130.7m	11 件	$65.8~\text{m}^2$	0 件	0.0m	5件	31.4m
28	4件	29.2m	15 件	98.1 m²	0 件	0.0m	2 件	4.8m

<Ⅲ-16> 屋上壁面緑化助成

年度	屋上緑	化助成	壁面緑化助成		
午及	件数数值		件数	数值	
24	6件	$105.4~\text{m}^2$	2 件	17.7 m²	
25	5件	$233.3~\mathrm{m}^2$	0 件	0 m²	
26	4件	237.8 m²	0 件	0 m²	
27	5件	148.1 m²	1 件	$30.6~\text{m}^2$	
28	1件	42.2 m²	0 件	0 m²	

<Ⅲ-17> 学校・公共施設の緑化

①学校 接道部緑化工事

年度	字坛学坛	実施学校規模		植栽内訳					
干及	天 旭子仪		中・高木	低木	地被	つる植物			
23	四宮小学校	52.7m	0本	106 株	0 株	0 株			
23	杉並第四小学校	128.7m	257本	451 株	250 株	0 株			
24	実績なし	_	_	_	_	_			
25	実績なし	_	_	_	_	_			
26	済美養護学校	23m	113本	237 本	0 株	0 株			
27~28	実績なし	_	_	_	_				

②学校 校庭緑地化工事

年度	実施学校	規模	植栽内訳
24	実績なし		_
25	富士見丘小学校	143.9 m²	夏芝(ロール芝)
20	高井戸第四小学校	$142.5~\mathrm{m}^2$	夏芝(張り芝)
9.0	杉並第二小学校	$126.4~\mathrm{m}^2$	夏芝(ロール芝)
26	浜田山小学校	138.1 m²	夏芝(ロール芝)
0.7	四宮小学校	$124.3~\mathrm{m}^2$	夏芝(ロール芝)
27	松庵小学校	135.0 m²	夏芝(ロール芝)
28	高井戸東学校	162.3 m²	夏芝(ロール芝)
40	井荻小学校	109.4 m²	夏芝(ロール芝)

③学校 ビオトープ設置工事

左连 字坛学坛		11 14	植栽内訳				
年度	実施学校	規模	つる植物	樹木	草本	芝等	
99	大宮小学校	14 ㎡ (内、池 6.7 ㎡)	0 株	低木6本	56 株	0 m²	
高井戸第四小	高井戸第四小学校	21.3 ㎡ (内、池 21.3 ㎡)	0 株	0本	30 株	0 m²	
24	桃井第三小学校	76.8 ㎡ (内、池 8.9 ㎡)	0 株	0本	0 株	0 m²	
25	実績なし	_		_	_	_	
26	西田小学校	15.8 ㎡(内、池 15.8 ㎡)	0 株	0本	48 株	0 m²	
27~28	実績なし	_	_	_	_	_	

④学校 屋上・壁面緑化工事

年度	実施学校	緑化の場所	規模
23	井草中学校(校舎棟)	屋上	276.00 m²
24	永福小学校	壁面	49.30 m²
25	高井戸第二小学校	屋上	207.00 m²
26	新泉・和泉地区小中一貫教育校	屋上	262.00 m²
27~28	実績なし	_	_

⑤公共施設 接道部緑化工事

年度	実施施設	規模		植栽区	为訳	
十段	美 胞胞設		中・高木	低木	地被	つる植物
1.4	科学館	114.9m	383 本	_	_	_
14	浜田山保育園	29.6m	93 本	_	120 株	1本
15~26	実績なし	_	_	_	_	_
27	下高井戸保育園	52.2m	28 本	177本	_	
	杉並保育園	17.67m	14 本	11 本	_	_
28	善福寺だいかんやま	11 05	4 *	27 本	_	_
	公園保育施設	11.85m	4本			

⑥保育園 園庭緑地化工事

年度	実施保育園	規模	植栽内訳
10	井草保育園	$32.4~\text{m}^2$	赤クローバー ブルーベリー バーベナ他
18	善福寺保育園	22.4 m²	イワダレソウ タマリュウ バーベナ他
19	阿佐谷東保育園	39.3 m²	タマリュウ ペチュニア他
19	阿佐谷北保育園	42.6 m²	タマリュウ ウバメガシ他
20	宮前保育園	37.6 m²	セイヨウイワナンテン ヒペリカム他
20	荻窪南保育園	22.4 m²	ダイカンドラ ナデシコ他
21	井荻保育園	39.3 m²	キンモクセイ マンリョウ他
21	西荻北保育園	24.4 m²	フイリサカキ ガザニア ダイカンドラ
22	上荻保育園	7.6 m ²	カイズカイブキ ヒペリカム・カリシナム
23~27	実績なし		
	杉並保育園	122.19 m²	シラカシ サツキツツジ他
28	善福寺だいかんやま	119.902	ケヤキ サクラ他
	公園保育施設	113.20 m	クキギーリグラ吧

⑦公共施設 屋上・壁面緑化工事

年度	実施施設	緑化の場所	規模
19	今川図書館・ゆうゆう今川館	壁面	99.00 m²
19	区営本天沼二丁目第三アパート	屋上	75.00 m ²
	杉並福祉事務所高井戸事務所	壁面	20.00 m²
20	高円寺南保育園	屋上	110.90 m²
	座・高円寺 (倉庫)	屋上	33.80 m²
21~24	実績なし		_
25	大宮前体育館	屋上	$2136.00~\textrm{m}^{\textrm{2}}$
26~27	実績なし	_	_
28	杉並保育園	壁面	$46.50~\mathrm{m}^2$

◇みどりを育てる

<Ⅲ-18> みどりの育成協定の締結状況

年度	協定数	内訳 供給本数		/ ₩√∕ ~₩⁄	内	訳
十段	肠足剱	新規	継続	供和平数	高・中木	低木
24	2 件	0 件	2 件	87本	0本	87 株
25~28				実績なし		

敷地面積 1,000 m以上の住宅団地などを所有する方(または管理者)と結ぶ協定で、区が苗木の供給、あっせんなどを行います。協定期間は 5 年間です。

<Ⅲ-19> 緑地協定の内容

助成金

1年間当たり 20円/m²

交付限度額:200,000円

1街区以上の地区で積極的に緑化やみどりの保全を進めようとする場合、その地区内の土地所有者など全員の合意により結ぶ協定(都市緑地法)で、区がみどりの保全・育成に対する支援を行います。

<Ⅲ-20> 緑地協定認可状況

<名 称> パークシティ浜田山緑地協定

<面 積> 約6.5ha

<公 告 日> 平成21年1月21日

<効力発生日> 平成21年3月6日

<期 間> 効力発生日から 20年

<所 在 地> 高井戸東一丁目地内

<Ⅲ-21> みどりの基金積立実績

区分	積立金額 (平成 27 年度末現在)	平成 28 年度	積立金額 (平成 28 年度末現在)
寄附	(336件) 20,511,220円	(144件) 3,655,439 円	(480件) 24,166,659円
一般財源	52,000,000 円	0 円	52,000,000 円
基金利子	2,635,650 円	8,710 円	2,644,360 円
合計	75,146,870 円	3,664,149 円	78,811,019 円
取崩し	△70,281,001 円	△521,000 円	△70,802,001 円
年度末 現在高	4,865,869 円	_	8,009,018 円

(2) 自然生態系保全の取組

<Ⅲ-22> 自然観察会の開催状況

実施日	テーマ	場所	参加者
平成 28 年 5 月 19 日	自然への招待② 〜身近な自然に学ぶ〜	小石川植物園	29 人
平成 28 年 8 月 9 日	夏の昆虫観察会 〜身近に息づく虫を発 見しよう〜	善福寺公園	50 人
平成 28 年 11 月 13 日	秋の自然観察会	和田堀公園	28 人
平成 29 年 2 月 18 日	早春の野鳥観察会 ~すぎなみの野鳥のオ アシスを散策しよう~	善福寺公園	36 人

<Ⅲ-23> 「すぎなみの街と自然」発行状況

発行番号	発行年月	主な内容
第 124 号	平成 28 年 8 月	善福寺公園の植物
第 125 号	平成 28 年 10 月	柏の宮公園の昆虫たち
第 126 号	平成 29 年 1 月	進化を綴るクモの網

(3) みどりや自然に親しめる取組

<Ⅲ-24> みどりの新聞「みどりとひと」の発行

発行番号	発行年月日	主な内容
166 号	平成 28 年 7 月 20 日	みどり探訪・龍光寺、みどりのボランティア講座紹 介、みどりのイベント 2016、園芸ワンポイント
167 号	平成 29 年 2 月 20 日	屋敷林や農地を守ろう!、永福小学校のビオトープ、 落ち葉感謝祭 2016、すぎなみ公園育て組・花咲か せ隊

みどりのボランティア杉並との協働で編集・発行しています。

<Ⅲ-25> みどりのイベント等の開催

開催日	名称 (会場)	ボランティア等によるイベント出展数・活動等
平成 28 年 5 月 21 日	みどりのイベント 2016 (柏の宮公園)	20 イベント (竹細工や樹名板づくり、ツリークライミング、みどりの相談コーナーほか)
平成 28 年 11 月 26 日	落ち葉感謝祭 2016 (中杉通り、井草森公園ほか 7ヶ所)	落ち葉掃き (全9会場) 中杉通り(堆肥作りデモンストレーション) 井草森公園(落ち葉プール、ツリークライ ミング、草木染め、工作等)

みどりのボランティア杉並をはじめ、区内で活動する緑化ボランティアと協働で開催しています。

<Ⅲ-26> みどりの講座実施内容

		実施日	内容	講師	参加者数
		平成 28 年 7 月 30 日	夏の都立善福寺川緑地で	森林インストラクター	6名
		平成 28 年 7 月 30 日	いきもの探し	武部 令	0 泊
講	座			小枝のフレディ(杉並区認定	
n H-	产	平成 29 年 3 月 27 日	初めての草木染め〜公園	みどりのボランティア団体)	18名
		十八 29 午 3 万 21 日	の剪定枝で染めてみよう~	横山 ひろこ	10 /1
				笹本 惠子	

<Ⅲ-27> みどりの相談所相談件数

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
相談件数	282 件	234 件	241 件	297 件	323 件

塚山公園みどりの相談所 毎週土・日曜日午前9時~午後4時30分 休所日:年末年始(12/29~1/3)

基本目標IV 魅力ある快適なまちなみをつくる

(1) 美しく清潔なまちへの取組

①環境美化の推進

<Ⅳ-1> あき地・あき家等に関する相談件数、除草機具貸出の実績

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度		
	あき地管理	47	49	71	53	56		
相談件数 (件)	あき家管理	112	111	129	197	167		
	美化の推進等	61	56	81	78	89		

<Ⅳ-2> 地域清掃活動参加団体·参加者数

年度	参加団体数 (団体)	参加延べ人数(人)	【参考】延べ日数(日)
24	90	15,605	_
25	94	15,683	_
26	102	15,747	1,646
27	100	17,549	1,898
28	93	17,131	1,864

②ねずみ等の防除

<Ⅳ-3> ねずみ駆除の相談指導実績

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
駆除相談件数	537	437	477	543	570

<Ⅳ-4> カラス対策対応件数

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
電話等による相談件数	349	284	229	251	214
巣の撤去件数(個)	68	57	75	65	54
落下幼鳥・落下ヒナの 捕獲件数 (羽)	41	28	19	16	14

<Ⅳ-5> 衛生害虫等の防除に関する相談指導実績

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
電話等による相談件数	1,392	1,043	990	1,028	1,233
※上記「電話等による相談件数」 のうち蜂類に関するもの	1,172	875	852	956	991
スズメバチの巣駆除件数	259	200	300	392	438
蜂類等に関する 調査・指導等件数	115	83	74	65	107

<Ⅳ-6> みどりの病害虫防除に関する相談指導実績

		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
樹木の害虫防除等の相談 (件) ※		69	47	34	79	83
防除機具の 貸出し(台)	エンジン スプレー	9	5	6	6	10
	肩掛 スプレー	2	3	2	1	1

[※]上記<IV-5> 衛生害虫等の防除に関する相談指導実績:「電話等による相談件数」の内数

<Ⅳ-7> ハクビシン・アライグマ・タヌキに関する相談対応実績

		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
電話等による相談件数		538	454	364	343	266
捕獲頭数	ハクビシン	48	49	58	45	41
	アライグマ	0	0	1	0	3
	タヌキ	109	48	18	12	12
	計	157	97	77	57	56

③浸水家屋等の消毒

<Ⅳ-8> 浸水家屋等消毒の実績

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
消毒剤散布件数	0	38	111	3	2

④吸い殻の散乱状況

※平成 10 年から阿佐谷中杉通りと高円寺高南通りでごみの散乱状況調査(調査場所に落ちている吸殻を集計。)を行っており、その平均値を基準に、路上禁煙開始前後で比較した結果

<Ⅳ-9> 吸い殻の散乱状況

路上禁煙開始前	場	所
四上示注	中杉通り	高南通り
10年9月~ 15年3月の平均	1,639 本	696 本

路上禁煙開始後	場所				
	中杉通り	高南通り			
19 年度調査の平均値	193 本(88%減)	124 本(82%減)			
20 年度調査の平均値	72 本(96%減)	128 本(82%減)			
21 年度調査の平均値	75 本(95%減)	108 本(84%減)			

路上禁煙地区		調 査 場 所 (各駅周辺2箇所) 調 査 時 間 (午前9時から)					
6駅	荻窪駅	阿佐ヶ谷 駅 (中杉 通り)	高円寺駅 (高南通 り)	西荻窪駅	上井草駅	高井戸駅	
22 年度調査回数 2 回 (阿佐ヶ谷駅・高円寺 駅は 3 回)の平均値	32 本	98本	66 本	37 本	70 本	50 本	
23 年度調査回数 4 回 の平均値	54 本	99 本	82 本	56本	40 本	56本	
24 年度調査回数 4 回 の平均値	40 本	71 本	72 本	42 本	17本	50 本	
25 年度調査回数 2 回 の平均値	33 本	40 本	90 本	58本	8本	35 本	
26 年度調査回数 2 回 の平均値	50 本	64 本	43 本	40 本	9本	18本	
27 年度調査回数 2 回 の平均値	66 本	56 本	47 本	48本	15 本	39 本	
28 年度調査回数 2 回 の平均値	64 本	72 本	81本	45 本	13 本	37 本	

※平成22年10月から計測場所を路上禁煙地区6駅に拡大した

⑤歩行喫煙者調査

※区内 JR 4 駅、西武新宿線上井草駅、京王井の頭線高井戸駅周辺で、路上禁煙開始前後に同じ条件のもと、朝の通勤時間帯(午前 7 時 30 分から午前 9 時まで)に歩きたばこ(歩行喫煙者)を定点観測した結果

<Ⅳ-10>歩行喫煙者調査

(単位:人)

	102歩行喫煙名調宜	駅 名					
		西荻窪	荻 窪	阿佐ヶ谷	高円寺	上井草	高井戸
路開上粉	15年4月	91	399	141	147	_	
4 H	16年6月	_	_	_	_	123	
禁前煙	16年8月						184
路	17 年度 調査回数 1 回	6	21	9	42	36	27
上禁	18 年度 調査回数 2 回平均	6	25	16	44	26	20
煙	19年度 調査回数 2回平均	3	13	6	28	12	7
開	20 年度 調査回数 2 回平均	2	10	5	26	21	7
始	21 年度 調査回数 1 回	1	9	10	19	12	3
	21 年度 調査回数 2 回平均	2	7	3	11	8	3
	22 年度 調査回数 4 回平均	2	6	G1	10	12	2
過 料	23 年度 調査回数 4 回平均	3	5	2	7	9	3
徴収	24 年度 調査回数 4 回平均	5	9	6	9	5	7
開始	25 年度 調査回数 2 回平均	6	6	5	6	10	0
後	26 年度 調査回数 2 回平均	4	6	4	7	9	2
	27 年度 調査回数 2 回平均	3	3	10	4	4	5
	28 年度 調査回数 2 回平均	5	3	5	7	4	1

[※] 平成22年10月から調査地点変更

⑥路上喫煙行為に対する過料徴収実績

<Ⅳ-11>過料徴収・指導実績

(単位:件)

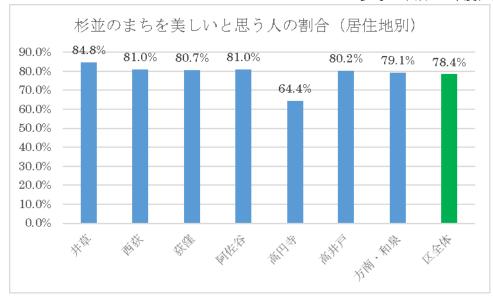
	, ~	科徴収・指	守入 恨					(単位	• 117
		高円寺	阿佐ヶ谷	荻 窪	西荻窪	上井草	高井戸	6 地区外	計
21	過料徴収	194	90	72	25	8	2	_	391
年	指導	584	395	402	141	49	25	225	1,821
度	計	778	485	474	166	57	27	225	2,212
22	過料徴収	399	162	93	57	14	2	_	727
年	指導	1,156	834	598	174	83	31	366	3,242
度	計	1,555	996	691	231	97	33	366	3,969
23	過料徴収	37	30	8	12	0	0	_	87
年	指導	1,021	867	541	182	96	60	530	3,297
度	計	1,058	897	549	194	96	60	530	3,384
24	過料徴収	56	24	9	3	0	0	_	92
年	指導	1,010	866	411	129	61	57	591	3,125
度	計	1,066	890	420	132	61	57	591	3,217
25	過料徴収	8	1	1	0	0	0	_	10
年	指導	503	968	271	102	13	58	407	2,322
度	計	511	969	272	102	13	58	407	2,332
26	過料徴収	0	0	0	0	0	0	_	0
年	指導	198	418	204	101	84	95	603	1,703
度	計	198	418	204	101	84	95	603	1,703
27	過料徴収	0	0	0	0	0	0	_	0
年	指導	231	322	148	83	83	102	475	1,444
度	計	231	322	148	83	83	102	475	1,444
28	過料徴収	0	0	0	0	0	0	_	0
年	指導	197	235	201	86	31	52	382	1,184
度	計	197	235	201	86	31	52	382	1,184

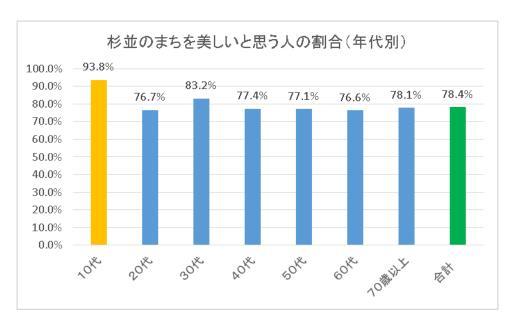
[※]平成 21 年度は平成 21 年 10 月 1 日~22 年 3 月 31 日の半年間。

(2) 個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組

<Ⅳ-12>杉並のまちを美しいと思う人の割合

参考: 平成 29 年度区民意向調査





注) 10代は、データ数が少ないため参考値

基本目標V区民、事業者、区がともに環境を考え、

行動するまちをつくる

(1) 環境教育、環境学習の拡充・推進

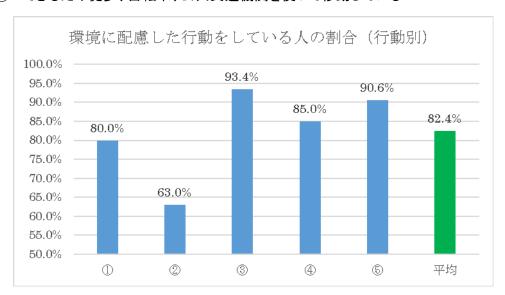
< V − 1 > 講座・講習会等の実施(環境活動推進センター・あんさんぶる荻窪)

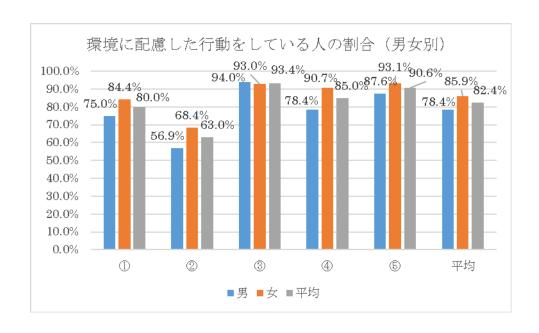
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施	E回数(回)	294	267	312	271	256
	講座・講習会	155	146	170	141	116
	自然観察会 (観察会)	4	4	4	4	4
	自然観察会 (講演会)	4	4	4	4	4
内	バス見学会	3	3	3	3	6
訳	講師養成講座	5	7	7	5	5
H/ N	学校支援活動	123	102	114	104	109
	川ガキ復活講座			9	9	9
	みどり事業		1	1	1	3
参加	1人数(人)	8,904	8,631	9,463	9,867	12,006
	講座・講習会	2,093	1,705	1,746	2,517	2,869
	自然観察会 (観察会)	168	143	157	150	143
.1.	自然観察会 (講演会)	266	121	203	118	103
内	バス見学会	126	126	129	89	213
訳	講師養成講座	70	37	47	51	45
н/ С	学校支援活動	6,181	6,316	6,907	6,583	8,044
	川ガキ復活講座			86	63	100
	みどり事業		183	188	296	489

< V − 2 > 環境に配慮した行動をしている人の割合(年代別)

参考: 平成 29 年度区民意向調査

- ① LED照明など省エネ機器を使い、不要時は家電製品の電源を切っている
- ② 省エネ性能高い家電や再生品を購入するなど、環境に配慮した買い物をしている
- ③ ごみの分別を徹底するなど、資源・リサイクル活動に取り組んでいる
- ④ マイバッグ持参や生ごみの水切りをするなど、ごみの減量に取り組んでいる
- ⑤ できるだけ徒歩、自転車、公共交通機関を使って移動している





(2)環境活動の推進

本編 P 5 1 を参照

◇ 環境行政年表 ◇

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1949 (昭 24) ~ 1966 (昭 41)	 第1号区立公園の荻窪公園開園 (昭和12年8月) 関根文化公園開園(昭和25年4月) 	・東京都で全国初めて「工場公害防止条例」制定(昭和24年) ・東京都清掃条例公布(昭和29年) ・14号地(夢の島)ごみ埋立処分場埋立開始(昭和32年) ・公害部を設置(昭和35年) ・都立善福寺公園開園(昭和36年) ・東京にスモッグが連続発生し、社会問題化(昭和37年) ・都立和田堀公園・善福寺緑地公園開園(昭和39年)	・水俣病患者はじめて発生(昭和28年) ・「工場排水規制法」「水質保全法」制定(昭和33年) ・四日市ぜんそく患者多発(昭和36年) ・「ばい煙規制法」公布(昭和37年) ・阿賀野川流域で水俣病患者発見(昭和40年) ・安中にイタイイタイ病患者発見(昭和41年)
1967 (昭 42)		・杉並清掃工場都市計画事業決定 (5月)・上記事業決定に住民側が取消し訴訟を提起(7月)	・新潟水俣病、四日市ぜんそく被害者 訴訟提起(3月)・「公害対策基本法」公布(3月)
1968 (昭 43)		・東京都公害研究所設立(4月) ・東京電力と公害防止協定締結 (9月)	・冨山イタイイタイ病被害者訴訟提起 (3月) ・「大気汚染防止法」「騒音規制法」の 公布(6月)
1969 (昭 44)	・杉並区建築部に公害課を新設 (4 月)	・「騒音規制法」「工場公害防止条例」 及び「騒音防止条例」が事務委任 される。(4月) ・「東京都公害防止条例」公布(7月) ・大気汚染コントロールセンター設 置	 ・硫黄酸化物に係る環境基準の閣議決定(2月) ・「公害白書」閣議決定(5月) ・水俣病患者訴訟、大阪国際空港騒音訴訟提起 ・「公害に係る健康被害に関する特別措置法」の公布(12月) ・東京都、神奈川県、川崎市で「広域大気汚染防止に関する協定」(12月)
1970 (昭 45)	 ・杉並区公害レポートを発行(2月) ・杉並区「立正高校」光化学スモッグ被害発生(7月) ・杉並区公害対策協議会の結成(9月) 	・都立衛生研究所と世田谷区役所前 にてオキシダント注意報、警報の 発令体制 (7月) ・「公害都議会」(昭和 45 年第 2 回 都議会臨時会)が開かれる。公害 問題について集中審議が行われ る。(8月) ・オキシダント注意報、警報の前日 予報体制確立 (8月) ・東京都公害局設置 (10月)	・一酸化炭素に係る大気環境基準設定 (2月) ・公共用水域の環境基準決定(4月) ・新宿牛込柳町で鉛公害発生(5月) ・「公害紛争処理法」の公布(6月) ・田子ノ浦へドロ公害表面化 ・中央公害審査委員会(公害等調整委員会の前身)発足(11月) ・第64回臨時国会(公害国会)で公害関係6法律制定、「公害対策基本法」等公害関係14法の制定・改正(12月) ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 (旧清掃法の全部改正)公布(12月)
1971 (昭 46)		・「都民を公害から防衛する計画」公表 (1月) ・「東京都公害監視委員会」発足 (4月) ・都知事、都議会で「ゴミ戦争宣言」 (9月)	・騒音に係る環境基準を設定(5月) ・「悪臭防止法」公布(6月) ・環境庁発足(7月) ・中央公害対策審議会発足(9月) ・水質汚濁に係る環境基準告示(12月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1972 (昭 47)	・杉並区公害監視委員会発足 ・区民部に環境課設置(4月) ・児童交通公園開園(4月) ・公害測定室を区庁舎敷地に建設 (6月) ・緑化基本調査	 ・「東京都清掃条例」公布(3月) ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」公布(10月) ・「東京地域公害防止計画」制定(12月) 	・初の「環境白書」を発表(5月) ・国連人間環境会議ストックホルムで開催一人間環境宣言-(6月) ・「自然環境保全法」の公布(6月) ・環境週間の設置 ・「公害等調整委員会設置法」公布(7月) ・「自動車排出ガスの量の許容限度」(48年度規制)の告示(12月)
1973 (昭 48)	・「みどりの条例」制定(10月) ・「神田川水系水質監視連絡協議 会」(杉並、中野、新宿、文京、 千代田、中央の6区)発足 (11月)	・中央防波堤内側ごみ埋立処分場埋 立開始(12月)	・大気汚染に係る環境基準(二酸化窒素、光化学オキシダント)の設定(5月) ・「環境週間」を全国的に実施(6月) ・「都市緑地保全法」公布(9月) ・「瀬戸内海環境保全臨時措置法」の公布(10月) ・「公害健康被害補償法」の公布(10月) ・航空機騒音に係る環境基準の設定(12月)
1974 (昭 49)	・組織改正により環境部環境課、公害課となる。(4月) ・杉並区公害レポート〜杉並区の公害〜刊行(この号より年1回年報形式となる) ・資源再利用事業を都の補助金を受け開始(10月) ・「ユスリカ対策専門委員会」発足(中野、新宿、文京、中央、千代田、杉並、豊島、板橋、練馬の9区)(10月)	・分別収集(週1回、不燃・焼却不適ごみ)23区で実施 ・東京都史上初の「光化学スモッグ警報」発令 ・杉並清掃工場建設について和解成立(11月)	・国立公害研究所の発足(3月) ・酸性雨の被害発生 ・「大気汚染防止法」の一部改正(総量 規制の導入)(6月)
1975 (昭 50)	・中央自動車道高井戸ランプ問題で五者協議発足(5月)	・「環状七号道路の自動車公害等に対する対策会議」(環七対策会議)発足(6月) ・東京都「光化学スモッグ警報」発令(7月)	・PCB についての水質汚濁に係る環境 基準・排水基準の決定(2月) ・江東区、江戸川区を中心に六価クロム問題発生(7月) ・新幹線騒音に係る環境基準の設定(7月) ・絶滅の恐れのある野生動植物の種の 国際取引きに関する条約(ワシントン条約)発効(7月) ・世界の文化遺産及び自然遺産の保護 に関する条約(通称世界遺産条約) (12月) ・特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(通称ラムサール条約)(12月)
1976 (昭 51)	・中央自動車道、放射 5 号線問題で五者協議会確認(4月)・中央自動車道の大気汚染、騒音測定の実施について日本道路公団と協定(4月)		・「騒音規制法」公布(6月) ・セベソ事件(農薬工場の事故による ダイオキシン禍、住民が町を放棄) (7月) ・硫黄酸化物総量規制の実施(9月)
1977 (昭 52)	• 緑化基本調査	環状七号線沿道住宅防音工事助成開始(2月)中央防波堤外側埋立処分場埋立開始(10月)	・公害防止条例に基づく悪臭に係る規制基準(3点比較式臭袋法による)設定(3月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1978	• 杉並区鉄道被害住民意識調査報	杉並清掃工場建設工事協定成立	•「隅田川水系浄化対策連絡協議会」
(昭 53)	告書作成(1月)	(1月)	(中央、台東、墨田、江東、北、荒
	・環境週間行事として、講演と映	・「東京都における環境アセスメント	川、板橋、練馬、足立の 9 区発足)
	画の会を実施、区報公害特集号	を考える委員会」環境アセスメン	(4月)
	の発行(6月)	ト制度について答申(1月)	・二酸化窒素の環境基準(改定)環境
	• 杉並区自動車駐車場公害防止指	・「東京地域公害防止計画」後期 5	庁告示(7月)
	針を制定(8月)	か年を改定(3月)	・東京都心の大型貨物自動車等土曜日
	・近隣騒音住民意識調査報告書を 作成(11 月)	・「光化学スモッグ緊急時の発令基準	夜間の交通規制実施(9月)
1979	・杉並区衛生試験所着工	値」改正(4月) ・日本化学工業と「六価クロム鉱滓	・「日本環境会議」東京で開く。「日本
(昭 54)	・杉亚区倒生試練別有工・工場等公害対策基礎調査報告書	・日本化子工業と「八価クロム鉱存 処理に係る協定書 を締結(3月)	・ 日本環境云識」東京で開く。 日本 環境宣言 発表(6 月)
("[] 0 1)	作成(3月)	・環七対策会議、環七」沿道環境整	・「琵琶湖富栄養化防止条例」公布(10
	· 杉並区悪臭判別者設置要綱作成	備構想決定(8月)	月)有リン合成洗剤追放運動全国的
	(4月)	· 環状七号線沿道住宅防音工事助成	な広がりへ
	·地下鉄振動被害住民意識調査(9	打切り(12月)	
	月)		
	・杉並清掃工場認可(10月)		
1980	・「杉並区有リン合成洗剤使用中	•「東京都環境影響評価条例」公布	・「幹線道路沿道整備法」公布(5月)
(昭 55)	止方針」決定(3月)	(10月)	・ラムサール条約が我が国について発
	・「特別区公害行政10年のあゆみ」	・「公害局」の名称を「環境保全局」	効(10月)
	を特別区公害主管課長会が刊	に(12月)	・ワシントン条約が我が国について発
	行(3月)		効(10月)
1001	・指定作業場実態調査(5~7月)	「文學成态集和四刊五、然內(0.日)	かまられら の目担例 まさ 知を日
1981 (昭 56)	・杉並区衛生試験所発足(公害分析業務な会ま)(4月)	・「産業廃棄物処理計画」策定(3月)・「東京都緑のマスタープラン」策定	・窒素酸化物総量規制、東京、神奈川、 大阪で導入決まる(5月)
(10 90)	析業務を含む)(4 月) ・大田黒公園開園(10 月)	・ 東京郁緑のマスターノフン] 東足 (3月)	・瀬戸内、伊勢湾、東京都の三閉鎖性
	· 八山黑公園開園(10 月)	(3/1)	水域の水質総量規制を実施(7月)
1982	・緑化基本調査	・東京湾富栄養化対策指導指針を策	・川崎公害訴訟提起(3月)
(昭 57)	MACIOZES I MACE.	定(5月)	・安中公害訴訟で農民側勝訴(3月)
		・杉並清掃工場操業協定締結(10 月)	・国連ナイロビ会議、ケニアで開催(5
			月)
			・ばいじん排出基準の規制強化(5月)
			・湖沼の窒素及びりんに係る環境基準
			の設定(12月)
1983	•河川生物調査報告書「杉並区河	・杉並清掃工場本格操業開始(1月)	・環境庁の地下水調査で有機塩素系化
(昭 58)	川の生物」発行(3月)	・環状七号線、沿道整備道路に指定	学物質による地下水汚染が判明
	・杉並区行政実態調査「近隣公害」	(11 月)	(8月)
	実施(7月)		・廃乾電池による水銀汚染問題化 ・田子ノ浦ヘドロ公害訴訟、東京高裁
			で和解成立(11月)
1984	・「杉並区緑化基本計画」策定	・放射5号線高井戸ランプ付近の一	・「湖沼水質保全特別措置法」公布
(昭 59)	(3月)	部区間(環八通り~冨士見丘通り)	(7月)
	・自動車駐車場実態調査(6月~7	の供用開始(5月)	・「'84 世界湖沼環境会議」開催(滋賀)
	月)	・新宿副都心リサイクルセンター運	(8月)
	•「杉並区自然環境調査実施要綱」	転開始(10月)	・「環境影響評価の実施について」閣議
	制定 (8月)	・「東京都緑の倍増計画」策定	決定(8月)
	・環七沿道整備で「杉並環七協議	(11 月)	
1005	会」発足(10月)		
1985 (昭 60)	・自然環境調査(昭和 60 年~62 年)	・5月の第二土曜日を「東京都みど	・「オゾン層の保護のためのウィーン条
(中台 60)	年) ・馬橋公園開園(3 月)	りの日」とすることに決定し公告 (3月)	約」を採択(3月)
	河間公園用園(3月)	(9 万)	

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1986	・中央自動車道高井戸インターチ	・メタノール自動車の都内走行試験	・安中公害訴訟和解に合意し、「公害防
(昭 61)	ェンジ浅間橋出口ランプ開通	を開始(1月)	止協定」締結(9月)
	(3月) ・組織改正により、環境課と公害	・玉川上水に清流復活(8月) ・「公害防止条例」一部改正(音響機	
	課を統合し、杉並区都市環境部	器等の使用制限)を公布(10月)	
	環境保全課となる(4月)	・都区協議会「都区制度改革の基本	
1987	・蚕糸の森公園開園(5月) ・「東京都市計画杉並区環7沿道	的方向」取りまとめ(2月) ・東京都環境管理計画策定(10月)	・環境開発に関する世界委員会
(昭 62)	整備計画」決定(1月)	・「'87 東京都緑の倍増計画」策定	(WCED) が報告書「われら共通の
	• 緑化基本調査	(12月)	未来 (Our Common Future)」を発
			表し「持続可能な開発 (Sustainable Development)」の考え方を提唱
			Developmentが、いちたがを提信 (4月)
			・「絶滅の恐れのある野生動物の譲渡の
			規制等に関する法律」公布(ワシン
			トン条約国内法制定)(6月) ・「公害健康被害補償法」一部改正(大
			気汚染地域指定の解除) (9月)
			・「オゾン層を破壊する物質に関するモ
1988	•「杉並区自然環境調査報告書」	・東京地域公害防止計画改訂(3月)	ントリオール議定書」を採択(9月) ・「特定物質の規制等によるオゾン層の
(昭 63)	発行(3月)	・ごみ収集にメタノール自動車を試	保護に関する法律(フロン規制法)」
	・写真集「すぎなみの街と自然」	験導入 (5月)	公布 (5月)
	発行(3月) ・塚山公園(みどりの相談所)開	・「大気汚染防止法」 小型ボイラー等 の規制対象外の中小発生源に対	・環境庁、ディーゼル乗用車の NOX 規制強化(約 30%低減)を決定(6
	園(3月)	し、独自の指導基準を設定(6月)	月)
	・バードサンクチュアリー整備調		・ウィーン条約及びモントリオール議
1989	査(4月~元年3月) ・「第二次河川生物調査報告書」	・千川上水に清流復活(3月)	定書に加入(9月) ・トリクロロエチレン等を水質汚濁防
(平成元)	発行(3月)	・ごみ減量キャンペーン(Tokyo	止法規制対象物質に追加(3月)
	・トンボの園生息調査(4月~2	SLIM)の展開(6月)	・環境庁善福寺公園を「ふるさといき
	年3月)	・東京都における地球環境問題への 取組方針の策定(11月)	ものの里」に選定する(4月) ・「水質汚濁防止法」の一部改正により
		・「みどりのフィンガープラン」策定	有害物質の地下浸透禁止(6月)
		(12月)	・「大気汚染防止法」を改正し、石綿粉
1990	動植物生息状況調査(平成2年	地球環境保全推進協議会発足	じんの規制(6月) ・モントリオール議定書第2回締約国
(平 2)	度~4年度)	(10月)	会合(ロンドン)においてモントリ
		• 東京都自動車交通量対策推進本部	オール議定書を修正、フロン等の全
		を設置、冬季自動車交通量対策を 開始(10月)	廃を決定(6月) ・「水質汚濁防止法」改正(生活排水対
		р и ян (10 /3 /	策が追加される)(6月)
			・国、地球温暖化防止行動計画を策定
			(10月) ・厚生省ダイオキシン類発生防止案ガ
			イドライン作成 (12 月)
1991 (平 3)	・「リサイクル都市杉並の創造」 発行(2月)	・第1回東京ごみ会議開催(1月) ・「ごみ減量化行動計画」策定	・「特定物質の規制等によるオゾン層の 保護に関する法律の一部を改正する
(+ 3)	・・ ・ お並区集団回収事業開始(10月)	・「こみ碱重化1] 期計画」束足 (10 月)	休護に関する伝体の一部を以上する 法律」公布(モントリオール議定書
	・「リサイクル報」発行開始(12		の改正などを受けた規制強化等)(3
	月)		月)
			・「再生資源の利用の促進に関する法律 (リサイクル法)」公布(4月)
			・環境庁「土壌の汚染に係る環境基準
			について」告示(8月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1992 (平 4)	・杉並区リサイクル推進委員会設置(3月) ・都市環境部にリサイクル担当課長設置(4月) ・集団回収実施団体の報奨金支給事業が東京都から移管(7月) ・緑化基本調査の実施 ・杉並区コンポスト容器購入費助成開始(7月) ・「杉並区河川水質分析データ集(昭和57年~平成3年)」発行(9月)	・第2回都区協議会「リサイクルの都区の役割分担」合意(2月) ・「東京都地球環境保全行動計画」策定(5月) ・「東京都環境学習基本方針」策定(5月) ・「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」公布(清掃条例全面改正)(6月) ・資源ごみ収集モデル事業実施(10月)	・有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーセル条約発効(5月) ・気象変動に関する国際連合枠組み条約採択(5月) ・生物多様性に関する条約採択(5月) ・「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」公布(6月) ・環境月間(6月)の設置(6月) ・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車 NOX法)公布(6月) ・リオ・デ・ジャネイロ(ブラジル)にて地球サミット(環境と開発に関する国連会議/UNCED)開催(6月) ・「アジェンダ21」採択(6月) ・「環境と開発に関するリオ宣言」(6月)
1993 (平 5)	 ・「杉並区自然環境調査報告書(第2次)」発行(3月) ・「すぎなみの生き物たち(すぎなみの生き物アンケート調査結果のまとめ)」発行(3月) ・自然観察ガイドブック1「すぎなみの植物」発行(3月) ・組織改正により、都市環境部から環境部となる。(4月) ・リサイクルショップすぎなみ開設(9月) 	・「東京地域公害防止計画」策定 (3月) ・「東京都水辺環境保全計画」策定 (3月) ・「東京都環境学習計画」策定 (10月) ・「リサイクル推進計画ーリサイクル 型都市東京 23 区を目指して」策 定(11月)	 ・水質汚濁防止に係る環境基準の 15 項目が追加される (3月) ・ラムサール条約第5回締約国会議(釧路) 開催 (6月) ・「環境基本法」公布 (11月)
1994 (平 6)	・自然観察ガイドブック2「すぎなみの鳥」発行(3月)・杉並区リサイクル協会設立(4月)	・「東京都環境基本条例」公布(7月) ・「東京都公害防止条例」改正(7月) ・「東京における自然の保護と回復に 関する条例」改正(7月) ・「東京都環境学習センター」開設 (11月)	・気候変動に関する国際連合枠組み条約発効(3月) ・地球環境東京会議(「東京宣言 1994」 採択)(10月) ・「環境基本計画」閣議決定(12月) ・「国際生物多様性の日(12月 29日)」 制定(国連総会)(12月)
1995 (平 7)	・杉並区リサイクル推進計画(7~9年)策定(2月) ・自然観察ガイドブック3「すぎなみの昆虫・クモ」発行(3月) ・「第三次河川生物調査報告書」発行(3月) ・「杉並区大気汚染データ集(平成元年度~平成5年度)」発行(3月) ・動植物生息状況調査(7~9年度)	・「ごみ減量のための東京ルールを考える懇談会」設置(11月)	・気候変動に関する国際連合枠組み条約第1回締約国会議(ベルリン)開催(4月) ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)公布(6月) ・在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針を策定(12月)

年	 杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1996 (平 8)	・杉並区環境基本計画策定(2月) ・井草森公園開園(3月) ・井草森公園周辺環境モニタリン グ調査(7月) ・公害防止パンフレット「公害の ない快適な生活環境にむけて」 (10月) ・井草森公園周辺アンケート調査 (11月) ・事業系古紙リサイクルシステム スタート(12月)	・初の「東京都環境白書」発行(1月) ・七都県市低公害車指定制度発足(3月) ・杉並中継所操業開始(4月) ・「ごみ減量のための『東京ルール』 を考える懇談会」最終報告(8月) ・事業系ごみの全面有料化の実施 (12月)	・「大気汚染防止法」の一部改正公布(有害大気汚染物質対策の導入等)(5月) ・国のダイオキシン類に係る許容量の基準(体重1kg当たりの1日許容量)厚生省:耐容1日摂取量10pg(6月)環境庁:健康リスク評価指針5pg(12月)
1997 (平 9)	 ・井草森公園周辺大気総合調査(1月) ・杉並区環境基本条例公布(3月) ・杉並区フロン回収事業開始(6月) ・杉並区環境審議会発足(7月) ・杉並区家庭用生ごみ処理機購入費補助開始(10月) ・区施設の小型焼却炉使用中止(11月) ・緑化基本調査 	・「東京都環境基本計画」策定(3月) ・「東京都環境基本計画」策定(3月) ・「東京都における新たな環境配慮制度のあり方」(総合環境アセスメント制度検討委員会)最終報告(4月) ・ペットボトル店頭回収開始(東京ルールⅢ)(4月) ・事業者向け再生品利用ガイドラインステップⅠ策定(4月) ・古紙利用拡大緊急プラン策定(5月) ・「循環型社会づくり推進本部」設置(5月) ・「循環型社会づくり推進本部」設置(5月) ・「万月)・「万月十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	・ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン環境基準告示(2月) ・ダイオキシン類に係る大気環境指針 0.8pg(4月) ・環境影響評価法公布(6月) ・ダイオキシン類削減のため大気汚染防止法と廃棄物処理及び清掃に関する法律の施行令等の改正(8月)12月施行 ・気候変動に関する国際連合枠組み条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議)開催(12月)
1998 (平 10)	・杉並区リサイクル推進計画(10~11年)策定(2月) ・「杉並区自然環境調査報告書(第3次)」発行(3月) ・「清潔で美しい杉並区をみんなでつくる条例」公布(10年6月1日施行)(3月) ・市民緑地「清水いこいの森」開設(3月) ・「すぎなみの生き物たち2(すぎなみのいきものアンケート調査結果のまとめ)」発行(3月)・(仮称)高円寺清掃事業所着工(6月) ・(仮称)高井戸清掃事業所事務棟着工(10月) ・(仮称)高井戸清掃事業所車庫棟着工(10月)	・「東京地域公害防止計画」(9年~13年)」策定(2月) ・「東京都水環境保全計画」策定(3月) ・「地球環境保全東京アクションプラン」策定(3月) ・「東京都の保護上重要な野生生物種(都版レッドデータブック)」発行(3月) ・「アイドリング・ストップ取組方針」策定(4月) ・都市と市民の国際協力世界会議(エコパートナーシップ東京会議)」開催(5月) ・「小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱」策定(6月) ・事業系し尿等の有料化の実施(7月) ・「東京都の内分泌かく乱化学物質問題に対する当面の取組について(東京都環境ホルモン取組方針)」策定(7月) ・「エコロジー東京」策定(11月) ・「東京都公害防止条例」の一部改正(窒素・燐の排水基準設定)公布(11年4月1日施行)(12月)	・「地方自治法等の一部を改正する法律」公布(5月) ・「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」成立(5月) ・「外因性内分泌かく乱化学物質問題への環境庁の対応方針ー環境ホルモン戦略計画 SPEED'98-」策定(5月) ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の一部改正(省エネ改正法)公布(6月) ・騒音に係る環境基準告示(11年4月1日施行)(9月) ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定(10月) ・気候変動に関する国際連合枠組条約第4回締約国会議(ブエノスアイレス)開催(11月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1999 (平 11)	・「杉並区みどりの基本計画」策定(3月) ・小型焼却炉使用状況調査(3月) ・「自然と遊ぼう・杉並の自然探索ガイドブック」発行(3月) ・市民緑地「成田西いこいの森」開設(3月) ・資源回収事業(東京ルールI) ・格並区分別を「報奨金のみ支 事業に(6月) ・杉並区回収を「報奨金のみ支 事業に一本化する(7月) ・古掃の製工(10月) ・清掃の製工(10月) ・「杉並区リサイクルひろば高井戸」が並区現現を「利針を考える区民フォーラム検討開始(10月) ・清掃事業所高井戸分室事務棟竣工(12月) ・清掃事業所高井戸分室事務棟竣工(12月) ・清掃事業所高井戸分室事務棟竣工(12月) ・清掃事業所高井戸分室事務棟竣工(12月)	・「東京エネルギービジョン」策定(3月) ・「東京都水マスタープラン」策定(3月) ・玉川上水(開渠部分)が歴史環境保全地域指定(3月) ・環境保全資金(個人向け)融資あっせん制度創設(4月) ・東京都ビル緑化検討会の提言を発表(5月) ・杉並清掃工場 ISO14001 認証取得(自治体の清掃工場としては全国初)(6月) ・「環境方針」策定(7月) ・ディーゼル車NO作戦展開(8月) ・「自動車使用に関する東京ルール」策定(12月)	・水質汚濁に係わる環境基準の一部改正(2月) ・悪臭防止法施工規則の一部改正(3月) ・地球温暖化対策の推進に関する法律施行(4月) ・「環境影響評価法」施行(6月) ・環境庁と厚生省の合同専門課会議、ダイオキシンの耐用1日摂取量の見直しに関する報告書(6月) ・「ダイオキシン類対策特別措置法」成立(7月) ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」成立(7月) ・気候変動に関する国際連合枠組条約第5回締約国会議(ボン)開催(10月)
2000 (平 12)	・杉並区一般廃棄物処理基本計画 策定(2月) ・「杉並区ダイオキシン類の発生 抑制に関する条例」公布(3月) (12年6月1日施行) ・「杉並区の清掃事業」発行 (3月) ・清掃事業の区移管に伴う組織改正に得う組織改正に得りまり環境清掃部の設置 (4月) ・一般廃棄物分別収集計画(平成12年~16年)スタート(4月) ・特別保護樹林「貴重木」制度発足(4月) ・特別保護樹林「貴重木」制度発足(4月) ・杉並下に関する環境点検調査実施(6月、7月) ・杉並中継所に関する環境に有り ・杉並中継所に関する環境に有り ・杉並中継所に関する環境に有り ・杉並中継所に関する環境にある環境にある でのである。 ・杉並中継のでは、10年のでは、10年の ・杉並区清掃審議会発足でのである。 ・杉並区清掃審議のでは、10年の ・杉並区清掃審議のに、10年の ・杉並区清掃審議のに、10年の ・杉並区清掃をでは、10年の ・杉並区でであります。 ・杉並区であります。 ・杉並区であります。 ・杉並区であります。 ・杉並区である。 ・杉並区である。 ・杉並区である。 ・杉並区である。 ・杉並区である。 ・杉並区である。 ・杉並区である。 ・杉並区である。 ・杉並区である。 ・杉並区である。 ・杉並区である。 ・杉並区である。 ・杉並区である。 ・杉並区である。 ・杉並区である。 ・杉並区である。 ・杉がである。 ・杉がである。 ・杉がである。 ・杉がである。 ・杉がである。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・東京都景観条例に基づき、玉川上水が景観基本軸に指定(1月) ・東京都庁 ISO14001 認証取得 (2月) ・杉並清掃工場「環境報告書」発表 (2月) ・「東京都ダイオキシン類対策取組方針」の改定(3月) ・清掃事業を特別区へ移管(4月) ・東京都清掃局の廃止、清掃事業環境局所管へ(4月) ・「緑の東京計画」の策定(12月)	 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」完全実施(4月) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」制定(5月) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」制定(5月) 「循環型社会形成推進基本法」制定(6月) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」の一部改正(6月) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」制定(6月) 気候変動に関する国際連合枠組条約第6回締約国会議(ハーグ)開催(11月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2001 (平 13)	・杉並中継所に関する環境モニタリング調査実施(2、6,8,11月) ・リサイクルショップすぎなみ閉店(3月) ・「杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書」発行(3月) ・杉並ごみ会議開催(7月~10月) ・杉並ごみ会議開催(7月~10月) ・(仮称)環境・リサイクルセンター着工(9月) ・廃プラスチック分別収集モデル地区調査事業の実施(9月~11月) ・「杉並区の清掃事業」発行(10月) ・「塚境博覧会すぎなみ2001」開催(10月) ・「環境博覧会すぎなみ2001」開催(10月) ・杉並区清掃審議会から「杉並区一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」の中間答申(10月) ・「杉並区防鳥用ネット配布要綱」改正(11月)	・「都民の健康と安全を確保する環境 に関する条例(環境確保条例)施 行(4月) ・「東京における自然の保護と回復に 関する条例」の改正(4月) ・「東京都緑のボランティア制度」発 足(8月) ・「都民の健康と安全を確保する環境 に関する条例(環境確保条例)に 基づく「化学物質の適正管理」及 び「土壌・地下水の汚染の防止」 に関する条項が施行(10月)	・「特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)」施行 (4月) ・「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」告示 (5月) ・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (自動車 NOX 法)」の一部改正 (6月)、施行 (12月)、粒子状物質も対象となる。・都市緑地保全法の改正 (緑化施設整備計画認定制度の創設等)(8月)・気候変動に関する国際連合枠組条約第7回締約国会議(モロッコ)開催 (10月)
2002 (平 14)	・杉並区環境審議会に対し「杉並区環境基本計画のあり方について」を諮問(1月) ・杉並中継所に関する環境モニタリング調査(2,6,8,11月) ・「杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書」発行(3月) ・「みどりのボランティア杉並」発足(3月) ・杉並区和大ごみ受付センター開設(4月) ・杉並区和大ごみ受付センター開設(4月) ・杉並区和大ごみ受付センター開設(4月) ・杉並区大ごみ受付センター開設(4月) ・杉並区大ごみの夜間収集モデル事業の実施(6月) ・事業業業の実施(6月) ・移並区環境審議会から「杉並区環境審議会から「杉並区環境審議会から「杉立区環境を関して」の場別でありまして、1月) ・集合正及で要綱制定等(7月) ・杉並区乗物処理基本計画の見直しについて」の最終答申(7月)	・「東京都廃棄物処理計画」策定 (1月) ・「東京都環境基本計画」策定(1月) ・「地球温暖化阻止!東京作戦」開始 (2月) ・在宅医療廃棄物(使用済み注射針) 回収モデル事業の実施(11月)	・「土壌汚染対策法」公布(5月)、施行は平成15年2月。 ・「杉並区における不燃ごみ中継施設健康被害原因裁定事件」について、公害等調整委員会の原因裁定(6月)・「京都議定書」の締結及び「地球温暖化対策推進法」の一部改正(6月)・「使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」公布(7月)・東京大気汚染公害訴訟(1次)判決(10月)・気候変動に関する国際連合枠組条約第8回締約国会議(ニューデリー)開催(10月)・騒音規制法等(振動、悪臭)三法の政令改正一地域の指定、規制基準等の設定権限、自動車騒音の常時監視等の特別区への移譲(12月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2002	・目玉模様等ごみ袋の実験(8月		
(平 14)	- ~9月) ・「杉並区みどりの基金」創設		
	(10月)		
	・みどりの実態調査実施		
	・「屋上・壁面緑化助成制度」実		
	施(10月) ・区立保育園・障害者施設でペッ		
	トボトル回収開始(10月)		
	・「環境博覧会すぎなみ 2002」開		
	催(10月) ・在宅医療廃棄物(使用済み注射		
	針)回収モデル事業の実施		
2000	(11月)		
2003 (平 15)	・カラス対策ごみ集積所実態調査 第2回実施(1月)	・東京の名湧水 57 選を選定(1 月) ・「東京都環境影響評価条例」改正	・「自然再生推進法」施行(1月) ・パーソナルコンピューターの製造等
(10)	・杉並リサイクル協会法人格取	(1月)	の事業を行う者の使用済みパーソナ
	得、特定非営利活動法人すぎな	・「都民の健康と安全を確保する環境	ルコンピューターの自主回収及び再
	み環境ネットワーク改組(1月) ・資源抜き取り監視パトロール開	に関する条例施行規則」改正 (2月)	資源化に関する判断の基準となるべき 事項を定める省令の一部改正
	始(1月)	·パーソナルコンピューターの自主	(4月)
	・「杉並区環境マネジメントシス	回収について業界と交渉。都内に	・玉川上水を史跡に指定(8月)
	テム(ISO14001)実施状況報 告書」発行(1 月)	おいては事業者が 100%回収する こととなった(7 月)	・家庭系パソコンのリサイクル制度開 始(10月)
	・「杉並区環境基本計画」改定	CCC491C (17)	・ 気候変動に関する国際連合枠組条約
	(2月)		第9回締約国会議(ミラノ)開催
	・杉並中継所に関する環境モニタリング調査(2、5, 6, 8, 10.		(12月)
	11月)		
	・「杉並区地域省エネルギービジ		
	ョン (杉並区における省エネル ギー推進のための指針)」策定		
	(2月)		
	•「杉並区一般廃棄物処理基本計		
	画」改定(3月) ・「杉並区一般廃棄物処理基本計		
	画基礎調査結果報告書」発行(3		
	月)		
	・「杉並中継所搬入ごみ組成調査 報告書」発行(3月)		
	・「カラス対策ごみ集積所実態調		
	查報告書」発行(3月)		
	・杉並区廃棄物の処理及び再利用 に関する条例改正(3月)		
	・「杉並区河川水質分析データ集		
	(平成4年度~平成13年度)」		
	発行(3月) ・騒音規制法等に基づく規制地		
	域、規制基準等を公示(3月)		
	・「杉並区生活安全及び環境美化		
	に関する条例」(15年10月1 日施行)公布(3月)		
	・みどりのイベント 2003 の実施		
	(6月)		
	・CNG 車購入補助金、粒子状物 質減小装置装差補助会制度の		
	質減少装置装着補助金制度の 創設(7月)		
	・外国人ごみ会議開催(7月)		
	・路上禁煙地区(荻窪、阿佐谷、		
	高円寺)の指定(10月)		

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2003	・ガソリンスタンドの炭化水素系	・ディーゼル車規制を開始(10月)	・新短期規制(自動車排出ガス規制)
(平 15)	物質排出防止設備(ベーパーリ ターン装置)の設置状況調査		の実施(10月) ・「エネルギー基本計画」策定(10月)
	(10月)		「・「エイルヤー基本計画」東た(10月)
	・高円寺・阿佐ヶ谷駅周辺容器出		
	しモデル事業開始 (10月)		
	・「環境博覧会すぎなみ 2003」開催(10月)		
	・自動車騒音の常時監視の実施		
	(11月)		
	・ガラス瓶リサイクル道路への資		
	源提供(12月) ・児童館でペットボトル回収開始		
	(12月)		
	・第1回中学生ごみ会議開催 (12月~16年2月)		
2004	・杉並中継所に関する環境モニタ	・廃プラスチックの発生抑制・リサ	・都市緑地保全法改正(6月)
(平16)	リング調査実施(1、2、4、6,	イクルの促進について都廃棄物審	* 都川縣地床主伝以正(6万)
	8, 10、12月)	議会が答申(5月)	
	・杉並区みどりの基金緑化活動助 成実施(2月)		
	- パスル (2万) - 「杉並中継所搬入ごみ組成調査		
	報告書」発行(2月)		
	・杉並区転居廃棄物の持込みに係 る取扱要綱制定(2月)		
	・路上禁煙地区(西荻窪)の指定		
	(2月)		
	・緑化副読本「みどりとわたした ち」全面改訂(3月)		
	・「プラスチック分別収集予定地		
	区不燃ごみ組成調査報告書」発		
	行(3月)		
	・「杉並区民のアイデア・発意に よるごみ減量化の実現に向け		
	ての基礎的検討結果報告書」発		
	行(3月)		
	・廃プラスチック分別収集モデル 事業(ケミカルリサイクル)の		
	実施(3月)		
	•「杉並区環境清掃審議会条例」		
	公布(3月) ・杉並区立すぎなみ環境情報館開		
	設(4月)		
	・みどりのイベント 2004 の実施		
	(6月) ・「すぎなみ公園育て組」発足(7		
	月)		
	・「都市のみどりを守る」緊急フ		
	ォーラム開催(8月) ・柏の宮公園開園(10月)		
	・「環境博覧会すぎなみ 2004」開		
	催(10月)		
	・すぎなみ環境賞事業開始(10月)・ペットボトル集積所回収モデル		
	事業開始(11月)		
	・「杉並区生活安全及び環境美化		
	に関する条例」一部改正(委託、 代執行規定新設)(11 月)		
	・杉並ごみ半減プラン策定(12月)		
	・第2回中学生ごみ会議開催		
	(12月~17年2月)		

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2005	・杉並区みどりのベルトづくり計		・「京都議定書」発効(2月)
(平 17)	画策定(1月)		・大気汚染防止法による揮発性有機化
	・杉並区みどりのリサイクル計画 策定 (1月)		合物の規制強化規定の施行(6月、一 部は18年4月)
	・杉並中継所に関する環境モニタ		・クボタ旧尼崎工場従業員の家族や周
	リング調査実施(2、5, 8, 11月)		辺住民のアスベスト被害が公表され全
	・路上禁煙地区(上井草・高井戸)		国にアスベストに対する不安が広がる
	┃ の指定(2 月) ┃ ・カラス対策「黄色いごみ袋」使		(6月) ・石綿障害予防規則が施行(7月)
	一角		・アスベスト問題への当面の対応を発
	・「杉並区地域省エネルギー等懇		表(7月、順次改訂)
	談会」発足(3月)		
	・杉並区みどりの基金緑化活動助		
	成実施(3月) ・「杉並中継所搬入ごみ組成調査		
	報告書」発行(3月)		
	・可燃ごみの午前中収集強化		
	(4月)		
	・「プラスチック製容器包装分別 収集」区内 1/6 地区に拡大(4		
	月)		
	・環境管理システム構築支援補助		
	金制度の創設(4月)		
	・杉並区みどりの基本計画改定 (4月)		
	・みどりのイベント 2005 の実施		
	(5月)		
	・「リサイクル報」を拡充し、清		
	掃情報紙「ごみパックン」として 発行開始(5月)		
	・在宅医療廃棄物(使用済み注射		
	針)回収事業補助金交付要綱制定		
	(6月)		
	・杉並区分別収集計画改定(6月) ・17年度清掃外部監査(6月~9		
	· 17 年及何师外部監査(6 月~9 月)		
	オール東京喫煙マナーアップキ		
	ャンペーン (7月~8月)		
	・カラス対策「黄色いごみ袋」を 杉並区推奨可燃ごみ収集袋第1号		
	として認定(9月)		
	・「環境博覧会すぎなみ 2005」開		
	催 (10月)		
	・「杉並区アスベスト飛散防止に関する指導要綱」制定・施行		
	関リの指令安極」 削足・旭川 (11 月)		
	· 集団回収業者登録制度開始		
	(12月)		
	・第3回中学生ごみ会議開催 (12月~17年1月)		
	- 「杉並区アスベスト調査費補助		
	金交付要綱」制定・施行(12月)		
	・「黄色いごみ袋」モデル事業開		
	始(12月)		

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
华 2006 (平 18)	・粗大ごみの日曜収集・区民持込制度集積の日曜収集・区民持込制度開集積所に回りで、表、11月)・「すぎなみ注目動植物でしまで、1月)・「すぎなみ注目動植物でしまで、1月)・「すぎなみ注目動植物では、1月)・「すぎなみ注目動植物では、1月)・「すぎなみ注目動植物では、1月)・「お並書」 1月)・「お並との事務」を発行が、1月)・「お並との事務」を発行が、1月)・「お並との事務」を発行が、1月)・「お並との事務」を発行が、1月)・「お並との事務」を発行が、1月)・「お並との事務」をでは、1月)・「お並とのの事間、1月)・「お並との事務」をでは、1月)・「おび事業のでは、1月)・「おび事業のでは、1月)・「おび事業のでは、1月)・「おび事務をでは、1月)・「おび事務をでは、1月)・「おび事務をでは、1月)・「おび事務をでは、1月)・「おび事務をでは、1月)・「おがまで、1月)・「おがまで、1月)・「おがまで、1月)・「おがまで、1月)・「おがまで、1月)・「おがまで、1月)・「おがまで、1月)・「おがまで、1月)・「おがまで、1月)・「ないまで、1月)・「はいまで、1月)・「はいまで、1月)・「ないまで、1月)・「ないまで、1月)・「ないまで、1月)・「はいまでは、1月)・「はいまでは、1月)・「はいまでは、1月)・「はいまではいまでは、1月)・「はいまでは、1月)・「はいまでは、1月)・「はいまでは、1月)・「はいまでは、1月)・「は	東京都の動き ・23 区一部事務組合で初めての「一般廃棄物処理基本計画」策定(1月) ・ 「東京都廃棄物処理計画」策定(9月) ・ ディーゼル車規制の基準値が強化される(4月) ・ 「特別区事務処理特例条例」を改正し、「大気汚染防止法」に基づく事務の一部(アスベストに係る届出等)について特別区に事務権限を委譲(4月) ・ アスベスト成形板対策検討会設置(6月)	国、国外、社会等の動き

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2007	・サミットストア成田東店におい	・全国初「アスベスト成形板対策マ	・「エネルギー基本計画(第二次計画)」
(平19)	て、レジ袋有料化実証実験を実	ニュアル」を作成(3月)	策定(3月)
	施(1月~3月)	· 東京都気候変動対策方針策定(6	・気候変動に関する政府間パネル
	・「杉並中継所搬入ごみ組成調査	月)	(IPCC) 第 4 次評価報告書統合報告
	報告書」発行(2月)	・「緑の東京 10 年プロジェクト」基	書公表(11月)
	・杉並中継所に関する環境モニタ	本方針策定(6月)	・環境省が「災害時における石綿飛散
	リング調査実施(2、5, 8, 11		防止に係る取扱いマニュアル」を作
	月)		成 (8月)
	・「杉並区廃プラスチックサーマ		
	ルリサイクルモデル収集に伴		
	う組成調査報告書」発行(2 月)		
	・「ごみ・リサイクルに関する区		
	民アンケート調査報告書」発行		
	(3月)		
	・「カラス対策ごみ集積所実態調		
	査報告書」発行(3月)		
	・みどりのイベント 2007 の実施		
	(5月)		
	・杉並区環境清掃審議会から「杉		
	並区一般廃棄物処理基本計画		
	の見直しについて」答申(7月) ・いなげや杉並新高円寺店におい		
	て、レジ袋有料化モデル事業を		
	実施(8月~11月)		
	可燃ごみ夜間収集モデル事業を		
	終了 (9月)		
	・オリンピック高井戸店食品フロ		
	アにおいて、レジ袋有料化モデ		
	ル事業を実施(9月~11月)		
	・すぎなみ省エネ作戦 Web サイト		
	を開設(10月)		
	・荻窪駅周辺での「黄色いごみ袋」 モデル事業実施(10月)		
	・		
	クルモデル事業を 42,000 世帯		
	に拡大(10月)		
	・資源の集団回収を2世帯から実		
	施できるよう登録要件を緩和		
	した(10月)		
	・「環境博覧会すぎなみ 2007」開		
	催(10月)		
	・杉並区一般廃棄物処理基本計画		
	素案公表(12月)		
	・第5回中学生ごみ会議開催(12		
	月~20年1月) ・「落ち葉感謝祭 2007」の実施 (12		
	月 月 月 月 月 月 月 日 日 日		
	・みどりの実態調査実施		
	-/ C ///		

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2008 (平 20)	・杉並区一般廃棄物処理基本計画改定(2月) ・杉並門本語(2、5,8,11月) ・杉並門書館(2、5,8,11月) ・我が家の省立と(3月) ・第5次杉並区自然環境調査報告書発行(3月) ・第5次杉並区自然環境調査報告書発行(3月) ・消灯イベント「世界自然保護基金(WWF)アースアロー」に10日本で唯一の自治体として参加(3月) ・いなば袋有料化モデルル事ににおいて、レジ袋有料化モデルル事値(3月~) ・大丸ピーコック人我山店において、レジ袋有料化を実施(3月~) ・大丸ピーコック人教山店において、レジ袋有料化等の取組の指進に関サる条例」のの施定(4月)・廃薬プラスチック製団(4月)・廃薬プラスチックサーマリサイクルを全メチック製団(4月)・アラスルの集の目収兼資源持ち去りパトロール・アラスルの集が自然を実施(4月)・出紙早期回収兼資源特に(4月)・担大ごみ収集の回収開始(4月)・みどりのイベント2008の実施(5月)・正田場の建替に(10月)・環境博覧会すぎなみ2008」開催(10月)・「環境博覧会すぎなみ2008」開催(10月)・「常ち葉感謝祭2008」の実施(12月)・「第6回中学生ごみ会議開催(12月~21年1月)	・環境基本計画 2008 策定 (3月)・東京都環境確保条例改正 (7月)	 京都議定書第一約束期間 (2008~2012) 始まる (8月) 第 2 次循環型社会形成推進基本計画策定 (3月) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正 (5月) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 (6月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2009 (W 21)	・レジ袋不要カードを区内コンビニ エンスストアに設置 (10.6 月)	・住宅用太陽エネルギー利用機器補	・太陽光発電システム設置補助開始
2009 (平 21)	・レジストラー (1~6 ニーリン・アプリタリー (1~6 ニーリン・アン・アリカー (1~6 ニーリングススと (1~6 ニーリングススと (1~6 ニーリングススと (1~6 ニーリングススと (1~6 ニーリングススと (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	・住宅用太陽エネルギー利用機器補助開始(4月) ・東京都地球温暖化対策指針策定(6月) ・東京における自然の保護と回復に関する条例(自然保護条例)改正(3月)	 ・太陽光発電システム設置補助開始 (1月) ・清掃一組評議会で杉並清掃工場建替計画決定 (3月) ・家電リサイクル法の改正により対象が5品目になる (4月) ・PM2.5環境基準設定 (9月)
2010	・杉並区環境・省エネ対策実施プラ	・温室効果ガス排出総量削減義務と	・「エネルギー基本計画(第三次計画)」
(平 22)	ン策定(2月) ・杉並区景観計画策定(4月) ・環境基本計画改定(5月) ・みどりのイベント2010の実施(5月) ・杉並区みどりの基本計画の改定(5月) ・「すぎなみ省エネ展」開催(6月) ・中学生環境サミット開催(7月~9月) ・「落ち葉感謝祭2010」の実施(12月)	排出量取引制度の開始(4月) ・緑確保の総合的な方針(5月)	策定(6月) ・「生物多様性基本法」施行(6月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2011 (平 23)	 ・化粧品のびんを不燃ごみから資源のびんへ(1月~) ・プラスチック製容器包装の残渣の一部 RPF 化(4月~) ・東日本大震災清掃職員等派遣支援(5月) ・みどりのイベント 2011 の実施(5月) ・第2回中学生環境サミット(5~9月) ・「落ち葉感謝祭 2011」の実施(12月) 	・「東京都電力対策緊急プログラム」の策定(5月) ・「東京都廃棄物処理計画」改定(6月) ・東京都省エネルギーの推進及びエネルギーの安定的な供給の確保に関する条例(7月) ・「2020年の東京」策定(12月)	・東日本大震災(3月) ・福島第一原子力発電所事故(3月) ・環境影響評価法一部改正(4月) ・環境教育等による環境保全の取組に 関する法律(6月) ・電気事業法第27条による電気の使 用制限(7~9月) ・「電気事業者による再生可能エネル ギー電気の調達に関する特別措置 法」(8月)
2012 (平 24)	・粗大ごみの受付センター(杉並区コールセンターから環境整備公社へ)(1月) ・建替え工事のため、杉並清掃工場への搬入停止(~29年度)(1月末~) ・水銀体温計・水銀血圧計の拠点回収開始(区内4箇所で開始)(4月) ・インクカートリッジの拠点回収開始(区内4箇所で開始。プリンタメーカー6社による「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加)(4月) ・プラスチック製容器包装の回収を委託化(資源回収が全て委託に)(4月) ・「みどりのイベント2012」の実施(5月) ・第3回中学生環境サミット(5~9月) ・「落ち葉感謝祭2012」の実施(12月) ・みどりの顕彰「後世にのこしたい杉並の屋敷林」実施・みどりの実態調査実施	 ・岩手県宮古市の災害廃棄物を稼働中の23区清掃工場で焼却開始(2月~) ・宮城県女川町の災害廃棄物を稼働中の23区清掃工場で焼却開始(3月~) ・東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針策定(5月) ・「生物多様性の保全に向けた基本戦略」策定(5月) ・宮城県石巻市の災害廃棄物を民間処理業者で受入開始(6月~) ・岩手県大槌町の災害廃棄物を民間処理業者で受入開始(7月~) 	・第4次環境基本計画(4月) ・環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針(6月) ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始(7月) ・生物多様性国家戦略2012-2020(9月) ・地球温暖化対策のための税」施行(10月) ・都市の低炭素化の促進に関する法律(12月)
2013 (平 25)	・粗大ごみ金属部分の回収及び再資源化を開始(4月) ・一般廃棄物処理業等許可の申請、審査、許可証交付業務の協議会での23区一括処理開始(4月) ・第4回中学生環境サミット(4~9月) ・「みどりのイベント2013」の実施(5月) ・杉並区地域エネルギービジョン策定(6月) ・一般廃棄物処理基本計画改定(7月) ・「都市のみどりを守るフォーラム2013」開催(8月) ・小型家電15品目拠点回収開始(10月) ・市民緑地「山葉名いこいの森」開設(10月) ・環境基本計画改定(11月) ・「落ち葉感謝祭2013」の実施(11月)	・東京都環境影響評価条例改正(3月)	・PM2.5 注意喚起のための暫定的な指針(2月) ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」改正(5月) ・「第三次循環型社会形成推進基本計画」策定(5月) ・「大気汚染防止法」改正(6月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2014 (平 26)	・「なみすけのごみ出し達人(マスター)」の配信開始(26年1月) ・施設再編整備計画策定(3月) ・作業計画の見直し実施(前後半の作業計画)(4月) ・不燃ごみの選別、金属分の回収及び資源化(4月) ・強光管の適正処理及び資源化(4月) ・協働提案制度(試行)~家庭から出る生ごみ減量施策の普及・拡大~(4月) ・「みどりのイベント2014」の実施(5月) ・区役所1階にて「環境展」の開催(6月) ・杉並区緑地保全方針 策定(9月)・中学生環境サミット開催(9月)・「落ち葉感謝祭2014」の実施(11月) ・すぎなみ環境情報館、高井戸への移転及び「環境活動推進センター」へ名称変更(12月)・みどりの顕彰「みどりの活動賞」実施	 ・「都民の健康と安全を確保する条例 (環境確保条例)」改正(3月) ・「東京水道エネルギー効率化10年 プラン」策定(3月) ・「植栽時における在来種選定ガイド ライン」〜生物多様性に配慮した 植栽を目指して〜の策定(5月) ・『下水道事業エネルギー基本計画 「スマートプラン2014」』策定(6月) ・「東京都長期ビジョン」の策定(12月) 	・「エネルギー基本計画 (第四次計画)」 策定 (4月)
2015 (平 27)	・杉並区総合計画 (H27~H33)・実行計画 (H27~H29) の策定 (1月) ・ペットボトルの店頭回収の廃止 (2月) ・不燃ごみ全量の 45%が資源化の対象だったものを 65%に拡大(4月)・町会・自治会に対する集団回収報奨金改定 (6円/kg→7円/kg) (4月) ・「みどりのイベント 2015」の実施(5月) ・区役所1階にて「環境展」の開催(6月)・杉並区空家等対策協議会条例施行(10月)・「落ち葉感謝祭 2015」の実施(12月)	 ・「パークマネージメントマスタープラン」の改定(3月) ・『「持続可能な資源利用」に向けた取組方針』の策定(3月) 	・「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行(2月・一部5月) ・「騒音規制法」の一部改正(4月) ・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」施行(4月) ・国民運動「COOL CHICE(クールチョイス)」を開始(7月) ・「長期エネルギー需給見通し」を決定(7月) ・国連総会で「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択(9月) ・「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定(11月) ・国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)および京都議定書第11回締約国会合(CMP11)(パリ)開催(11月~12月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2016 (平 28)	・小中学生環境サミット開催(2月) ・災害時の避難救援拠点と発電システムと発電池を設置(3月) ・「杉並区アスペスト発散防止に関する指導体型事及びアスペスト発散防止に関する指導体型事及びア綱」に改正(3月) ・(仮称) 荻外荘公園として整備を回来では、3月)・(仮称) 荻外荘(近される(3月)・の荻外荘(近される(3月)・みどりのベルトづくり堀ノ内推進地区を指定(4月)・大宮の私に関係(4月)・大宮のおれあい農業公園開園(4月)・「みどりのイペント 2016」の実施(5月)・区役所1階にて「環境展」の開催(6月)・電気自動車用充電設備導入助成開始(5月)・超が大きのでは、6月)・電気自動車用充電設備が大き見学しよう!」開加制活に基調査を見から2月)・クリーン排出知類使用機器調査を定施(8月から2月)・クリーンエネルギー動のため燃料電池自用)・クリーンなみすけ号を導入(10月)・「なみすけ号をであたたくに、10月)・「なみすけのごみ出し関始(11月)・「なみすけのごみ出し開始(11月)・「なみすけのごみ出し開始(11月)・「なみすけのごみ出し関始(11月)・「なみすけのごみ出し関始(11月)・「なみすけのごみ出し関始(11月)・「なかすり」実施	・「東京都環境基本計画」策定(3月) ・「都民の健康と安全を確保する条例 (環境確保条例)」改正(3月) ・「東京都資源循環・廃棄物処理計画 〜Sustainable Design Tokyo 〜」の策定(3月) ・「都民の健康と安全を確保する条例 (環境確保条例)」改正(12月) ・今後の都政の具体的な政策展開を示す新たな4か年の実施計画「都民ファーストでつくる『新しい東京』〜2020年に向けた実行プラン〜」を策定(12月)	・「エネルギー革新戦略」を決定(4 月) ・「地球温暖化対策推進法」一部改正(5 月) ・「地球温暖化対策のための国民運動 実施計画」策定(8月) ・パリ協定発効(11月) ・「持続可能な開発目標(SDGs)」 実施指針」を閣議決定(12月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2017 (平 29)	・小中学生環境サミットは、公園では、中学生環境サミットとなるを設定では、中学校等14施設(累計27施池を設置(2月)・衣陽光発電システムと蓄電池を設置(2月)・衣陽光発電システムと蓄電が、大阪田西二・三丁目農の風景では、1月のでは、1月	・「東京都災害廃棄物処理計画」策定(6月)	・「長期低炭素ビジョン」策定(3月)



杉並区環境白書(資料編)

平成29年度版 平成29年9月発行

登録印刷物番号 29-0044

編集·発行 杉並区環境部環境課 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 電話(03)3312-2111(代表)

支えあい共につくる 安全で活力ぁるみどりの住宅都市 杉並